

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和3年4月～6月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

※令和5年11月30日、342番～345番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	浜松市地域防災無線保守点検業務	静岡日電ビジネス株式会社 浜松支店	R3. 4. 1	11,088,000	当該無線装置は製造元であるNECの独自仕様システムの統制台、制御装置、通信回線等により整備されている。そのため、NECの関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみに限定される。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
2	令和3年度防災情報放送及び制作業務	浜松エフエム放送株式会社	R3. 4. 1	2,574,000	放送にあたって本庁で保有していない放送機器が必要であることから、市内の地域コミュニティFM放送会社が保有する放送機器を活用するとともに放送時間を利用するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
3	浜松市防災アプリ運用管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R3. 4. 1	1,221,000	「浜松市防災アプリ」は、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したものであり、当該事業者でなければ適正な運用ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
4	令和3年度 人事考課研修 (基礎編、育成面談編)業務委託	学校法人 産業能率大学	R3.4.5	1,670,562	浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で、他の事業者に代替することは困難であるため。また、過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話:053-457-2088)
5	キャリアデザイン研修業務委託	株式会社ビーコンラーニングサービス	R3.4.20	1,498,840	令和元年度に実施した指名型プロポーザル(5社)の最高評価者で、実施は令和2年度から2年目となる。また、これまでのキャリアデザイン研修で受講生から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話:053-457-2088)
6	包括外部監査	岡野 英生	R3.4.1	14,616,000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要がある、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 (電話:053-457-2798)
7	業務改革・改善活動支援業務	コニカミノルタ株式会社 デジタルワークプレイス事業本部	R3.6.28	11,550,000	業務改革・改善に係る専門的知見を持ち、市が実施する改革・改善の支援を効果的に実施できる事業者を広く選定するため、公募型プロポーザルにて参加者を審査し、当該事業者が本業務に最適と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 (電話:053-457-2244)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
8	浜松市職員のストレスチェック及び研修等事業	株式会社フジEAPセンター	R3. 4. 26	10,352,375	この事業者は、産業保健に精通した3名の産業医や複数の専門職によりストレスチェック検査の調査、分析、その後の介入、また翌年度調査項目の追加などの事業サイクルによる調査・分析・研修・相談・コンサルタント業務を実施できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部職員厚生課 (電話：053-457-2386)
9	令和3年度浜松市若年層向け情報発信業務	株式会社SBSプロモーション浜松支社	R3. 6. 1	4,400,000	業務の内容や性質、目的から価格競争による選定はなじまないことから、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021)
10	令和3年度浜松市広報動画制作業務	株式会社日本旅行 浜松支店	R3. 6. 1	7,260,000	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021)
11	令和3年度広報紙編集機材保守業務	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	R3. 4. 1	1,263,240	本システムのセットアップ業務の一般競争入札に唯一参加した業者であり、障害発生時の切り分けに必要な設定情報にも熟知している。市が求めるシステム機能などに関する知識と豊富な経験を有するスタッフの確保にも応じることができる。また、編集機材を介して運用している写真管理システムのセットアップも同業者が請け負っており、両システムの連携や不具合に対してもスムーズに対応できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
12	浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	31,790,000	当業務は、多文化共生を推進する拠点として、自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
13	浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	23,342,000	当業務は、外国人市民に多言語生活相談や情報提供を行う施設として、年間を通じて6言語のバイリンガル相談者を各言語1人以上、日本語とポルトガル語のバイリンガル人材を1人以上配置するとともに、相談員への指導を行うソーシャルワークに精通した人材、出入国管理や法務等の専門機関との連携を図るコーディネーターの配備が必要となる。多言語に対応する相談員等を配備し、外国人市民からの相談に年間を通じて対応できる人材とノウハウを有するのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
14	令和3年度浜松市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	13,596,000	当業務は、地域日本語教育について総合的な推進するものであり、実施にあたっては、文化庁地域日本語コーディネーター研修制度を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要となる。日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備することができるのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
15	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業(浜松市外国人の子供の就学促進業務)	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	39,864,506	当業務は、就学に課題を抱える外国人の子供を支援するものであり、多数を占めるブラジル国籍の子供への対応としてポルトガル語バイリンガルスタッフを、精神面に課題を抱える子供のカウンセリングを行う心理士を共に常勤で配置することが必要となる。ポルトガル語バイリンガルスタッフ及び心理士を有し年間を通じて常勤配備することができるのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
16	浜松市外国人学習支援センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	50,380,000	当センター業務は、生活者としての外国人市民向けに年間300回超の日本語学習の講座を実施するものであり、日本語教師等の有資格者、コーディネーター等の専門知識を有する日本語学習支援者による業務の遂行が必要となる。日本語学習を支援する当該要件を満たし、複数の日本語学習講座を総合的に実施できるのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話:053-457-2359)
17	令和3年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社浜松支店	R3. 4. 1	15,800,400	現在のネットワーク構築は日本電気が行ったもので、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
18	令和3年度業務端末システムドメイン移行及び運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R3. 4. 1	13,375,736	現在のオンライン業務端末システムは日本電気がサーバーや端末の構築等を行ったもので、独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
19	令和3年度L G W A Nネットワーク運用業務	日本電気株式会社浜松支店	R3. 4. 1	1,138,500	現在の浜松市のL G W A Nネットワーク構築は日本電気が行ったもので、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
20	令和3年度二要素認証システム運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R3.4.1	8,745,770	二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は日本電気株式会社でなければ実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)
21	令和3年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R3.4.1	13,376,000	現在の地域情報系ネットワーク構築はNTT西日本が行ったものであり、その納品物にはNTT西日本が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)を含んでいる。これにより、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)
22	令和3年度ネットワーク連携システム運用業務	富士通株式会社浜松支店	R3.4.1	3,814,800	本システムの構築は富士通株式会社が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)
23	令和3年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R3.4.1	3,113,000	パソコン監視・遠隔制御システム等の構築は遠鉄システムサービスが独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
24	令和3年度地図情報システム(GIS)運用保守業務	株式会社インフォマティクス	R3.4.1	7,370,000	本システムはインフォマティクスの著作物(プログラム)を導入しており、運用保守及び機器更新のためのシステム設定等は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
25	公共事業に伴う測量及び表示に関する登記事務(単価契約)	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	R3.4.1	169,953,500	<p>・調査士協会は、その設立目的が「専門的能力を結合して、官公署等による調査・測量、その登記の適正かつ迅速な実施に寄与すること」にあるため、公共性が高く組織的な業務執行が可能であるとともに、執行者の責任が明確であることが保証されている。</p> <p>・測量及び登記事務は、物件が市内に点在し業務が不定期に発生すると共に、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、予定価格の算定が困難で時間を要する場合もあるため、調査士協会との年間契約(単価契約)による業務遂行が妥当である。</p> <p>以上のことから、本市における本業務の確実な遂行と正確性を確保し、将来に亘り成果物に対する信頼性が担保されている業者は、調査士協会の他には無いため随意契約とする。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話:053-457-2276)
26	令和3年度市単独事業阿蔵山自然環境配慮業務	株式会社フジヤマ	R3.4.15	4,675,000	<p>・本業務は、浜松市沿岸域の防潮堤整備に使用する土砂の搬出地であった阿蔵山において、平成25年度から平成28年度に移殖した貴重な動植物について、生育・育成状況を確保し、保全することを目的としている。</p> <p>・本業務の目的を達成するには、移殖した貴重な動植物の生態系に精通している業者が、移殖した当初から現在までのモニタリング調査状況・保全内容を踏まえて調査・保全事業を行っていく必要がある。こうした要件を満たしている事業者は、当初から現在まで本業務を行ってきた経験やノウハウのある(株)フジヤマにおいてほかに無いことから同業者を選定する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話:053-457-2276)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
27	浜松市本庁舎非常用発電機保守点検業務委託	ヤンマーエネルギーシステム株式会社名古屋支店	R3. 4. 1	2,970,000	本設備は、ヤンマーエネルギーシステム(株)が設計製作したもので、点検にあたっては、メーカー独自のノウハウが必要であり故障原因の解析については、製作会社しかできない。 また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに万一の事故時には、原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該発電機の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならないため、ヤンマーエネルギーシステム(株)との随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話: 053-457-2278)
28	令和3年度 建設総合情報システム保守業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R3. 4. 1	9,966,000	建設総合情報システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため、当該会社の1者特命とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話: 053-457-2426)
29	令和3年度 設計書情報提供システム構築・保守業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R3. 4. 28	2,134,000	設計書情報提供システムは、当該会社が開発したもので(静岡県にて運用中)で、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため、当該会社の1者特命とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話: 053-457-2426)
30	令和3年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R3. 4. 1	2,500,000	本事業は、税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するのは市内の税関係団体・商工関係団体・報道機関等からなる「浜松納税意識啓発市民会議」のみのため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話: 053-457-2141)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
31	令和3年度浜松市固定資産税評価地理情報システム保守運用及び改修業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	6, 270, 000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話: 053-457-2629)
32	令和3年度標準宅地の時点修正実施のための意見書作成業務	静岡県不動産鑑定協同組合、一般財団法人不動産研究所浜松支所、中部ガス不動産株式会社特定業務委託共同体	R3. 6. 18	9, 982, 500	仕様書に定める業務従事者の条件を満たす者を業務従事させることができる者は、今回指名する共同企業体以外には存在しない(結成できない)ため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話: 053-457-2629)
33	浜松市固定資産税土地評価支援業務	一般財団法人日本不動産研究所浜松支所	R3. 6. 25	84, 414, 000	①固定資産税評価に係る幅広い知見・経験を有し、本市と同等以上の規模の自治体で同種の契約の経験があること、②本市の土地価格事情を熟知し、市内での豊富な鑑定実績を有する不動産鑑定士を業務に従事させることができること。この2点の条件を満たす者は、一般財団法人日本不動産研究所の他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話: 053-457-2629)
34	浜松市滞納整理業務BIツール環境運用及び保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 4. 1	2, 690, 050	BIツールを構成する機器の障害発生時の原因分析、復旧作業を迅速に対応するためには、BIツールに関する構成を正確に把握している必要がある。 また、BIツールの運用支援に関しても、利用するテンプレートは日本電気株式会社所有であり、日本電気株式会社と契約しなければ利用できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話: 053-457-2268)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
35	浜松市小中学校向け「消費者が主役の社会をめざして」消費者教育教材作成業務	公益財団法人消費者教育支援センター	R3. 5. 25	5, 630, 000	指名業者は、内閣府及び文部科学省の認可を受けて設立された公益財団で、消費者教育に関する専門機関である。国の消費者教育施策や学習指導要領に精通し、消費者教育の調査、研究のほか、教員研修や教材作りにも高い専門性を有している。このような業者は他に存在せず、本市では平成27年度以降継続して教材開発業務を委託しており、これまでの成果を生かして地域に合った教材を作成できる業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 くらしのセンター (電話：053-457-2635)
36	令和3年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R3. 4. 1	2, 460, 500	浜松市自治会連合会は、市内の全自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務をすべての単位自治会で円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
37	令和3年度浜松学生ボランティアネットワーク事業運営業務	学生FRESH	R3. 4. 1	1, 250, 000	当該団体は、本市を拠点に活動する学生の任意団体である。社会貢献活動を実践してきた経験を生かし、市民、市民活動団体、事業者及び市と学生のマッチング相談、学生への助言や既存の学生団体との連携等を行うことができる学生団体は他には見られないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
38	令和3年度浜松市子ども中山間地域交流事業業務	山ノ舎	R3.4.1	5,192,000	本業務の趣旨を踏まえ、以下の要件を備えていることが必要であるため。 ・旅行業の登録がされている団体であること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の宿泊体験施設及び地域団体に精通していること。 ・アウトドア活動の実績がある旅行業務取扱管理者が在籍していること。 ・都市部と中山間地域とのコーディネート実績があり、事業実施を確実に見込まれる能力を有している旅行業務取扱管理者が在籍していること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)
39	令和3年度浜松山里いきいき応援隊マネジメント業務	天竜デザイン事務所	R3.4.1	1,899,700	本業務の趣旨を踏まえ、以下の要件を備えていることが必要であるため。 ・山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援などの実績があること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)
40	令和3年度 中山間地域ラジオ発信事業業務	浜松エフエム放送株式会社	R3.4.1	1,716,000	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した生活情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要があり、浜松市内に放送局を構え、市内都市部を中心に放送している市内唯一のコミュニティエフエム放送局であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
41	令和3年度ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R3. 4. 1	16, 145, 999	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
42	令和3年度ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R3. 4. 1	10, 730, 999	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
43	令和3年度まちなかコンサート開催事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R3. 4. 1	15, 996, 999	(公財) 浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。 本事業を実施する上で、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため委託業者として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
44	令和3年度浜松市アクトシティ音楽院事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R3. 4. 1	31, 012, 999	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、市民の音楽文化に関する学習の機会の際の提供と音楽界に活躍する人材の育成を図るため、様々な音楽文化事業を展開しており、公益財団法人浜松市文化振興財団は、その事務局として、これらの事業を市に代わって担ってきている。この豊富な実績に加え、本事業を運営していくには、地域や学校、音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークが不可欠である。このことから、本事業を遂行できる団体は、これらのノウハウを有する当財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
45	令和3年度 浜松版アーツカウンシル運営業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	R3. 4. 1	29, 897, 998	本業務は創造都市実現を目指す本市の重要施策である、浜松版アーツカウンシルを設置し、運営する業務であり、実施にあたっては本市の文化事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウが必要なほか、安定して公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかに無いことから、同財団を特命の事業者として選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2301)
46	令和3年度協働センター・ふれあいセンター等主催事業参加者団体補償制度費用保険	有限会社ロス・コントロール	R3. 4. 1	1, 425, 300	市主催事業の参加者及び施設管理運営ボランティアが事業参加中または往復途中中に生じた傷害及び特定疾病の補償に対応した現行の保険について、競争入札を行い新たに契約を締結する場合、保険料の支払いが完了するまで保険が適用されないことから、年度当初から契約することができず、無保険期間ができてしまう。 一方で、現行の保険を継続契約する場合には、保険料の支払猶予特約(適用日から一か月以内に支払い)が摘要されることから、年度当初からの保険対応が可能である。 このことから、対象者への保険を途切れなく行うためには現在の契約を継続する手法以外になく、契約の継続については、現在契約している代理店である(有)ロス・コントロールとしかできないため1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2413)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
47	令和3年度浜松市スポーツスタートアップ事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3.4.1	1,174,000	本事業については、市民ニーズに対応し、競技種目を限定せず、幅広い教室及びイベントの開催が求められる。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率の向上を図るとともに、各競技団体を統括していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
48	令和3年度浜松市トップアスリート連携事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3.4.1	2,601,000	本事業の実施にあたっては、地域の実情や子どもの指導方法、各競技特性、スポーツ活動の意義を熟知しているとともに、市・トップアスリート・学校等の三者との連絡調整が求められる。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率向上を図るとともに、浜松市小学校体育連合や浜松市中学校体育連盟を加盟団体として統括していることから、本事業の目的を適切に達成できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
49	令和3年度浜松市民スポーツ祭開催事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3.4.1	6,427,000	本事業については、市民スポーツ祭の開催時期の調整及び会場確保、大会運営を行う各競技団体との連絡・調整を合理的・効率的に実施することが求められる。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率の向上を図るとともに、各競技団体を統括していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
50	令和3年度浜松市地域スポーツ振興事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3.4.1	9,229,999	地域体育大会や各種スポーツイベントを実施するためには、本事業に関する知識・経験とともに各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率の向上を図るとともに、各校区体育振興会を統括していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
51	令和3年度浜松市ジュニア選手育成強化事業	浜松市中学校体育連盟	R3. 4. 1	1, 251, 000	この事業は、中学生の選手強化が目的であり、中学校部活動等における活動実績から強化指定選手を選考して、競技力向上のための強化練習会、強豪チームや選手を招いての練習試合、講師による特別指導を展開するものである。強化指定選手を選考するにあたり、実績となる部活動を取りまとめ、その意義や指導方法等を熟知している必要がある。このような事業を実施できるのは、浜松市内全中学校部活動を取りまとめる浜松市中学校体育連盟のみであるため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
52	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO)運営事業運営監視支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	R3. 4. 1	4, 125, 000	ToBiOは、国際公認プールのある全国有数の施設であり、契約内容、要求水準書、提案書の記載内容に基づく業務が適正に計画・履行されているかを詳細に確認する能力・ノウハウの有無が事業者選定の基準となる。本施設と同様の規模で、監視モニタリングを実施しているコンサル系事業者は全国的にも例がなく、専門的な見地から水泳場の運営・施設管理などを詳細に監視できる事業者は、パシフィックコンサルタンツ(株)静岡支社のみとなる	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
53	Torcida BRASILサポートセンター等業務	株式会社ヒト・コミュニケーションズ 浜松営業所	R3. 4. 1	12, 109, 095	令和2年度に公募型プロポーザルで選定され本業務を受託した(株)ヒト・コミュニケーションズ浜松営業所は、トルシーダ名簿の作成・管理、窓口設置(コールセンター)によるトルシーダとの連絡調整、研修会の実施や研修動画の配信を行ってきた。これまでに蓄積されたトルシーダに関するノウハウによりコールセンター業務円滑に進められることや、やり取りを通じて得られたトルシーダからの信頼関係を有することから、引き続き(株)ヒト・コミュニケーションズ浜松営業所に委託することが適当である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
54	ブラジルホストタウンアドバイザー業務	石川 エツオ	R3. 4. 1	1, 155, 000	石川エツオ氏は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前合宿実現に向けた浜松市の誘致活動において、ブラジルのオリンピック委員会及びパラリンピック委員会、各競技団体との連絡調整を行い、両委員会との協定締結、各競技団体の浜松合宿、市長以下、職員等のブラジル訪問交渉の成功に大きく貢献してきた。これまでの実績と、優れた調整力、ブラジルの各団体とのネットワークを持つ者は、やрмаいか大使でもある石川エツオ氏以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
55	令和3年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務	株式会社アコード	R3. 4. 1	1, 537, 800	展示公開エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、機器とソフトの設定や取扱いに精通した業者でないといふ場合の原因になる。設置業務を行った業者以外では円滑な保守管理を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課 (電話：053-542-3660)
56	第7次図書管理電算システム保守管理業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R3. 4. 1	14, 245, 000	本システムは構築業務委託業者の株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムや設定等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要があり、構築業務委託業者以外に本業務を実施できる業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
57	浜松市立図書館インターネットコーナー端末等保守業務	電通システム株式会社	R3. 4. 1	1, 380, 500	保守点検の対象に電通システム株式会社製のシステムが含まれ、設計業者である電通システム株式会社が業務を行わなければ、その使用に著しい支障が生じる。他の業者では万全な保守点検業務を行うことが出来ないため、電通システム株式会社に1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
58	浜松市立図書館 I C タグ 装備 業務委託	株式会社図書館流通セ ンター 浜松営業所	R3. 4. 1	5, 247, 000	浜松市立図書館の既存資料約2,596千点には、 全て株式会社図書館流通センター製のICタグ の貼付及び書誌情報等のエンコード作業によ るICタグ装備が行われ、これをもとに図書管 理電算システムにより収集・整理・保存・提 供といった図書館の根幹業務を行っている。 当該ICタグは、他社製品との互換性はなく、 万一、他社製品を使用した場合、既存資料、 システム及び周辺機器との整合性に支障をき たし、市民への図書館サービスが提供できな くなる。また、当該ICタグは他社では取り扱 いがなく、同社への業務委託以外に方法がな いため、株式会社図書館流通センターに1者 特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
59	中央図書館大規模改修に伴う 臨時事務所への図書管理電算 システム移設業務	株式会社静岡情報処理 センター 浜松営業所	R3. 5. 17	2, 915, 000	現行の図書管理電算システムは構築業務委託 業者の株式会社静岡情報処理センターが構築 した。パッケージシステムや設定等に関する 技術情報を他者が有することは不可能であ る。システム移設業務を適切かつ速やかに行 うためには、内部構造を熟知し、運用全体を 把握する必要がある、他に適する業者はな い。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
60	令和3年度オルガン演奏会等 開催事業業務	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1	2, 046, 000	本事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソ フト事業のみならず、保守点検や調律等ハー ド面を含む多岐に及ぶ、専門的な知識と技術 を有する業務である。 事業の目的を達成するためには、ソフト面、 ハード面ともに専門的な知識と技術を有する 指名業者をおいて他にないため、当該事業者 と契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
61	令和3年度成年後見制度利用促進事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	15,141,999	浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定されており、成年後見制度と関連の深い日常生活自立支援事業の実施主体でもある。本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護支援センターや地区センターを運営し、成年後見制度利用促進のため、市民の相談に広く応じる体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
62	令和3年度生活保護システム保守業務委託	富士通株式会社 浜松支店	R3.4.1	7,221,192	本システムは指名業者が著作権を有しており、システムを構成するプログラムの改修は、当該権利を有する開発者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
63	浜松市福祉人材バンク運営業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	17,561,000	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(平成27年7月27日社援発第0727第2号)に基づく福祉人材バンクの運営は、事業を適切に実施することができるものと市が認めた社会福祉法人へ委託することができるものとされている。また、本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必要である。指名業者はこれを満たす唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457 - 2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
64	浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託	NPO法人くらしえん・しごとえん	R3.4.1	3,347,586	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門知識をもって企業サポートができる機関が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
65	浜松市障害者相談支援システム運用管理支援業務	日本事務器株式会社静岡支店	R3.4.1	1,696,266	保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である日本事務器株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトウェアの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する日本事務器株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
66	浜松福祉協働センターマネジメント業務	社会福祉法人小羊学園	R3.4.1	1,617,408	浜松福祉協働センターは、地域、関係機関、障害福祉サービス事業所が協働して運営するものであり、マネジメント業務は入居法人間の調整、地域との連携が必要である。また、障害特性の理解も必要である。(福)小羊学園は、現入居法人の中でこれまでマネジメント業務を受託してきた実績があり、円滑にマネジメント業務ができる唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
67	浜松市重度心身障害児扶養手当システム改修業務委託	富士通株式会社 浜松支店	R3.4.1	6,732,000	浜松市重度心身障害児扶養手当システムは浜松市障害者福祉システムに組み込まれており、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
68	令和3年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託(児童発達支援センターひまわり)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団(児童発達支援センターひまわり)	R3.4.1	13,362,000	この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づき実施している事業で、国の実施要綱では専門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援事業所の中でも特に専門性を有する児童発達支援センターが行う必要があり、児童発達支援センターを運営している法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
69	令和3年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託(児童発達支援センター浜松市根洗学園)	社会福祉法人ひかりの園 浜松市根洗学園	R3.4.1	13,362,000	この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づき実施している事業で、国の実施要綱では専門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援事業所の中でも特に専門性を有する児童発達支援センターが行う必要があり、児童発達支援センターを運営している法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
70	浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務委託	富士通株式会社 浜松支店	R3.4.1	15,402,618	既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通㈱が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通㈱でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
71	浜松市要介護認定審査業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R3.4.1	149,806,000	意見書作成を依頼する医療機関の大部分は旧浜松市内の医療機関であり、申請件数の約8割を浜松市医師会に所属する医師に依頼している。介護認定審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、浜松市医師会を通して、一括して業務を行うことで効率的かつ円滑に行うことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話:053-457-2861)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
72	特定健康診査・特定保健指導等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	R3. 4. 1	901, 237, 000	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松市医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2638)
73	浜松市新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る労働者派遣	株式会社メディカル・コンシェルジュ	R3. 4. 1	1, 180, 960	(株)メディカル・コンシェルジュは、本市の新型コロナウイルス感染症にかかる相談業務、健康フォローアップ業務などを行う看護師派遣契約の締結先であり、当該感染症にかかる知識経験豊富な看護師を多数擁している者である。本件の業務履行に必要な人材を安定的に派遣できる唯一の者であるため特命により指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
74	浜松市新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る労働者派遣(その2)	株式会社メディカル・コンシェルジュ	R3. 6. 30	1, 219, 680	(株)メディカル・コンシェルジュは、本市の新型コロナウイルス感染症にかかる相談業務、健康フォローアップ業務などを行う看護師派遣契約の締結先であり、当該感染症にかかる知識経験豊富な看護師を多数擁している者である。本件の業務履行に必要な人材を安定的に派遣できる唯一の者であるため特命により指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
75	令和3年度新型コロナウイルス感染症患者搬送車運転業務(その2)	株式会社エヴァーブルー	R3. 6. 30	2, 331, 340	・本業務は、新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する業務であり、従事者は新型コロナウイルスのワクチンを接種していることが望ましい。 ・(株)エヴァーブルーは、令和3年4月から6月において本業務を受託した会社であり、本業務の従事者は当該ワクチンの接種をすすめていることから、同社の1者特命とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
76	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	R3. 4. 1	302, 626, 760	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である浜松市医師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
77	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R3. 4. 1	9, 242, 684	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松医薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
78	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	R3. 4. 1	1, 418, 120	夜間救急室は浜松市医師会館内に設置しており、夜間救急室専用部分のほか、浜松市医師会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済性等を考慮して、浜松市医師会が契約を締結する業者と随意契約を締結するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
79	浜松市ひきこもり相談支援事業業務委託	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R3. 4. 1	26, 754, 703	訪問支援(アウトリーチ)を含めたひきこもり相談支援を実施することが可能であり、精神保健福祉士等の専門職が複数所属する市内唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
80	中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務委託	社会福祉法人天竜厚生会	R3.4.1	14,093,240	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話:053-457-2709)
81	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R3.4.1	11,035,816	在住外国人に対して、母国語(ポルトガル語)でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話:053-457-2709)
82	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業業務委託	国立大学法人浜松医科大学	R3.4.1	6,000,000	児童青年期精神医学講座を開設する精神科神経科を有し、臨床機能と研究機能を兼ね備えているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話:053-457-2709)
83	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R3.4.1	1,747,460	①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 看護専門学校 (電話:053-455-0891)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
84	大気汚染常時監視システム保守業務	グリーンブルー株式会社	R3. 4. 1	1,166,000	システムを熟知した開発者でなければ適切な保守管理は不可能であるため、システム開発者であるグリーンブルー(株)を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
85	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	R3. 4. 1	9,694,300	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは設置業者の日管(株)以外に無い。(特殊技術)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
86	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	R3. 4. 1	3,762,000	安全実験室及びクリーンルームは、陰圧又は陽圧の構造を有しており、このコントロールシステムは日立グローバルライフソリューションズ(株)独自の特殊技術で専門的知識が必要であり、施工業者の日立グローバルライフソリューションズ(株)以外の業者では取扱いができない。(特殊技術)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
87	浜名湖及び遠州灘水域水質調査業務委託	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社	R3. 5. 10	5,335,000	浜名湖水域及び遠州灘水域の海域の水質調査は、静岡県及び浜松市で実施している。静岡県が業務委託する業者と同業者にすることで、用船費等を抑え業務委託料を安価にすることができ、また、採水から測定までを同じ条件で行うことにより、より正確な水質汚濁の評価ができることから、静岡県が行う指名競争入札の落札業者と随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話：053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
88	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人浜松市獣医師会	R3. 4. 1	15,690,000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防定期集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
89	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人浜松市獣医師会及びその他開業動物病院18者	R3. 4. 1	3,470,500	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師(合計18者)と特命で契約を結ぶこととした。なお、多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
90	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R3. 4. 1	1,400,000	くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (電話：053-453-6135)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
91	新型コロナウイルス感染症相談窓口等業務	株式会社メディカル・コンシェルジュ 浜松支社	R3. 4. 1	71, 792, 859	本業務を実施するためには、発熱や呼吸器症状等に加え様々な基礎疾患を持つ市民からの相談を聴き取り、的確に診療や検査につなぐため、一般的な医療・看護知識に加え新型コロナウイルス感染症に関する知識を持つ看護師等のスタッフを多数擁し、人員の増減に素早く対応しつつ、高い業務品質を確保しなければならない。さらに、電話による相談対応のためコールセンターを運営する実績、ノウハウ、設備等を要する。当該業者は、本業務の仕様に従って業務を遂行し、上記の条件を満たすことができる唯一の業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (電話：053-453-6111)
92	児童福祉システムクラウド移行業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 4. 1	43, 538, 000	児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、クラウド移行業務については同事業者以外では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
93	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社佐賀電算センター	R3. 4. 1	1, 247, 400	母子父子寡婦福祉資金システムは(株)佐賀電算センターのパッケージソフトを一部浜松市仕様に変更して使用しており、保守管理業務については同事業者以外では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
94	浜松市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	R3. 4. 1	1, 606, 000	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴは、本事業の子育て支援等と類似のファミリーサポートセンター事業を実施していることから、受付窓口の統一化が図れる。また、支援員約320人の登録があり、マッチングのノウハウもあるため事業を実施する最適の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
95	児童福祉システム改修(浜松市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 4. 21	3, 685, 000	児童福祉システムについては、日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。本給付金の対象者抽出にあたってはこのシステムの管理台帳を活用する必要があり、短期間で本給付金業務に対応していくよう現行システムを改修できるのは、当該システムの構築業者である同事業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
96	児童福祉システム改修(児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しに伴う対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 4. 21	16, 654, 000	児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。また、児童扶養手当にかかる法改正に伴う変更対応について短期間で確実に改修できるのは、当該システムの構築業者である同事業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
97	児童福祉システム改修(データ標準レイアウト変更対応)業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 5. 7	4, 235, 000	児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。また、データ標準レイアウトの改版に伴う、所得情報入力用RPAの入力データ作成処理に関する改修ができるのは、データ標準レイアウトの改版対応を行った、同事業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
98	子供の貧困対策コーディネーター事業	社会福祉法人浜松社会福祉協議会	R3.4.1	4,529,000	本事業は、地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することでこれまで築いてきたネットワークのさらなる強化が可能である。また、本法人は、浜松市学習支援事業の実務も行うなど、子供への支援緒現状況を全域的に把握しており、より効果的に本事業を進めることができるのは、本法人以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
99	浜松市こどもシステム保守運用支援業務	富士通ジャパン株式会社	R3.4.1	9,860,400	浜松市こどもシステムは、富士通株式会社が構築したパッケージシステムを一部浜松市仕様に変更して使用しており、システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務を実施できるのは、同事業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
100	浜松市こどもシステム情報共通システム導入にかかるシステム改修	富士通ジャパン株式会社	R3.4.1	1,834,800	浜松市こどもシステムは、富士通株式会社が構築したパッケージシステムを一部浜松市仕様に変更して使用しており、情報共有システム導入に係る改修業務を実施できるのは、同事業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
101	浜松市退所児童等アフターケア事業	社会福祉法人葵会	R3.4.1	4,070,000	本事業は、児童養護施設等からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活できるように継続的支援を行うものであり、専属的に人員配置を整えることが現在可能なのは本法人以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
102	浜松市児童家庭支援センター設置運営事業	NPO法人しずおか・子どもプラットフォーム	R3.4.1	10,416,000	NPO法人しずおか・子どもプラットフォームは、児童相談所を補完し、相談支援をはじめとする子育て支援を幅広く行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条の2第1項に基づく児童家庭支援センターを運営することを目的として設立されており、本業務委託仕様書第1章の4(1)～(5)に規定する業務に対し専門的な知識及び技術をもって遂行できる人材を備えている。 業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている法人がNPO法人しずおか・子どもプラットフォームの他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
103	児童養護施設の実家的機能による自立支援事業	社会福祉法人葵会(清明寮) 社会福祉法人葵会(すみれ寮) 社会福祉法人和光会	R3.4.1	1,238,780	本事業は児童養護施設を退所した後、自立生活の維持が困難になった者について、保護者等親族に代わり、施設内に生活拠点を提供し、再自立に向けた相談支援を行うものであり、これまで在籍していた児童養護施設以外では事業を実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
104	児童養護施設等の職員人材確保事業	社会福祉法人葵会(清明寮) 社会福祉法人葵会(すみれ寮) 社会福祉法人和光会 社会福祉法人遠淡海会 社会福祉法人浜松母子福祉苑	R3.4.1	1,990,000	本事業は、社会的養護に携わる人材を確保する国の補助事業を活用して、児童養護施設等を運営する法人が、実習生を受け入れた際の指導の充実や実習生の就職促進を行うものであり、市内で対象施設を運営している4法人(5施設)以外では事業を実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
105	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R3.4.1	91,108,600	当センターは、本市における発達障害者への包括的な支援推進のため設置しているが、小児期の早期発見早期支援に加えて成人期の生活・就労支援についてもニーズが高まっており、障害療育について専門的な支援体制を持つ事業団と、各種関係機関とのつながりを活かした支援展開や人材確保にも幅広い対応が可能なNPOがそれぞれの強みを活かしたJV方式で取り組む選定事業者以外センター事業を実施できる事業者がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
106	浜松市発達支援広場事業(センター型7会場分)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 NPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 社会福祉法人小羊学園 社会福祉法人ひかりの園	R3.4.1	24,720,177	母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分な連携を行い、発達障害児の療育経験のある職員を有し、円滑かつ十分に事業を遂行できる体制を整えている事業者は、選定事業者以外、他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
107	浜松市発達支援広場事業(施設型3会場分)	社会福祉法人ひかりの園 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R3.4.1	21,282,311	就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えることのできる事業者は、選定事業者以外、他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
108	浜松市はますくQ&Aサイト運営業務委託	特定非営利活動法人はますく子育てネットワークびび	R3.4.1	2,264,000	本サイト構築時に、よりわかりやすい情報発信のできる業者をプロポーザルで決定した。市民サービスの観点から、本サイトを同じ水準で継続するにあたり、新規コンテンツ作成、既存コンテンツ更新等を今までと同じ内容で実施する必要があるため、現在サイト運営業務を委託している指名業者のほかに、効果的に事業を実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
109	浜松市子育て短期支援事業	①社会福祉法人葵会清明寮 ②社会福祉法人葵会すみれ寮 ③社会福祉法人和光会和光寮 ④社会福祉法人浜松母子福祉苑トットジョイ ⑤社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院 ⑥社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷三方原病院 ⑦大脇産婦人科医院 ⑧木村産科・婦人科医療法人社団MAMMY1010	R3.4.1	1,995,000	清明寮や和光寮、トットジョイについては、児童福祉法第6条の3第2項③に基づいた施設であり、また、少年指導員や母子指導員などの専門的知識を有したスタッフが配置され、市と連携をとりながら本事業を遂行することができる。これに加えて、聖隷浜松・三方原病院、大脇産婦人科医院、木村産科婦人科では、新生児や乳児の保護が可能である上に、スタッフの充実した相談室等児童虐待防止のための整備や24時間体制での対応がなされている。現状、同様の対応がとれ、本事業を受託できる施設が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
110	浜松市はますくヘルパー利用事業	①公益社団法人浜松市シルバー人材センター ②社会福祉法人天竜厚生会 ③浜松の未来を育てる会ここみドゥーラ ④株式会社アイケア ⑤特定非営利活動法人外出支援センターガイドネット	R3.4.1	3,495,000	業務実施計画書の提出があった事業所のなかで、実績や指定有資格者の確保等において適切な事業運営を行うことができ、さらに浜松市内のどの地域においても利用できるように、地域バランスよく配置し、かつ、利用しやすい価格設定で継続して運営ができる事業者は選定事業者以外、他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
111	浜松市子育て見守りサポート事業	NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム	R3.4.1	1,509,200	本事業の実施に際しては「浜松市要保護児童対策地域協議会」を中心とした、地域の子育て支援団体を巻き込んだ見守りネットワークの構築並びに体制の強化が求められている。上記協議会に「児童家庭支援センター」として参画する指名業者は、事業の一環として地域の子育て支援団体への支援・指導研修を実施しており、指名業者の持つネットワークを活用しながら、協議会と地域の子育て支援団体との関係性を構築し、体制強化につなげることができる。 本事業の実施者として、市内団体の取りまとめ並びに適切な見守りサポートの実施ができる事業者は他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
112	発達支援広場事業(センター型 萩原会場)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R3. 6. 11	2,758,000	公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、評価委員の評価により、事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
113	浜松市子育て情報サイト管理運営事業	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	R3. 4. 1	9,653,600	本情報サイトは、平成21~30年度は子育て情報センター指定管理事業の中で管理運営し、令和元年度からは委託業務にて管理を行っている。今回の指名業者は、子育て情報センターの指定管理者として、過去10年以上にわたって本事業に携わった経験を有し、令和2年度も安定した管理運営を行ってきた。サイトは市民に広く周知・活用されており、引き続き、継続性をもって安定した運営に努め、利便性・有益性の向上を図る必要があるが、行政との連携や民間情報の収集などの点において、豊富なネットワークや運営ノウハウを有する事業者は今回指名業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
114	(一括)合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	R3. 4. 1	1,988,530	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
115	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区南部)	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1	6, 617, 039	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話：053-457-2117)
116	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	R3. 4. 1	5, 114, 012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話：053-457-2117)
117	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	R3. 4. 1	1, 284, 140	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話：053-457-2117)
118	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	R3. 4. 1	1, 450, 460	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話：053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
119	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：中央ながかみ保育園)	社会福祉法人七恵会	R3. 4. 1	11,602,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-453-2827)
120	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隷こども園めぐみ)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R3. 4. 1	6,501,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-453-2827)
121	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みどり保育園)	社会福祉法人明康会	R3. 4. 1	9,516,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-453-2827)
122	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みつばち保育園)	株式会社A's Bee みつばち保育園	R3. 4. 1	11,602,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-453-2827)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
123	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隷こども園わかば)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R3. 4. 1	6,501,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-453-2827)
124	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：桜町クリニック)	医療法人社団エスケール 桜町クリニック	R3. 4. 1	19,425,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-453-2827)
125	令和3年度浜松市教育・保育システム運用保守及びクラウド移行業務	日本電気株式会社	R3. 4. 1	23,529,000	日本電気株式会社は浜松市教育・保育システムの開発業者であり、運用保守は当該システムに熟知している者が行うことが適切であり、クラウド環境への移行は開発業者でなければ不可能なため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2833)
126	浜松市幼保支援システム運用保守業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	R3. 4. 1	1,834,800	システム運用の安全性、信頼性(システムとサーバの一体管理等)を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
127	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	R3. 4. 1	10,880,000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するためには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
128	令和3年度浜松市地球温暖化防止活動推進センター業務委託	一般社団法人低炭素住宅推進普及協会	R3. 4. 1	3,295,820	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進センターとして浜松市が指定した者しか実施できない業務である。そのため、令和2～4年度にセンターとして指定を受けている者を一者特命業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6154)
129	令和3年度電気自動車用急速充電器保守業務委託	株式会社ミントウェブ	R3. 4. 1	2,633,400	6台の急速充電器はいずれも(株)東光高岳製であり、機器設置時に当該事業者が保守業務を行うことを製造業者により指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6154)
130	令和3年度海洋プラスチックごみ問題啓発劇上演業務	公益社団法人教育演劇研究協会	R3. 5. 26	3,999,600	公益社団法人教育演劇研究協会は、浜松市に拠点を置く児童または青少年の健全な育成を目的とした公益的演劇活動を行う劇団であって、海洋プラスチックごみによる海洋汚染問題に関する演劇プログラムを用意している。本業務の目的を確実に達成できるのは、当協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6149)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
131	令和3年度浜松市西部清掃工場運営事業運営モニタリング支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	R3.4.1	8,250,000	今回の指名業者は、PFI法に基づく本事業において、要求水準策定よりアドバイザーとして携わり、当該施設の供用開始後も、本市に対し、維持管理・運営モニタリングの支援を行っている。そのため、事業者の行う環境管理業務や修繕更新業務などが、要求水準書等に示されるサービス水準を満たしているかを判断できる業者は、本事業全般を熟知している今回の指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
132	令和3年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R3.4.1	9,372,000	本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。そのため、システムの運用並びに情報管理に支障が生じないよう業務を実施できる業者は今回の指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
133	令和3年度蛍光管資源化業務(単価契約)	野村興産株式会社	R3.4.1	3,705,592	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」において、回収・処理業務を担う野村興産(株)だけである。 ・「広域回収・処理事業」とは、公益社団法人全国都市清掃会議に加入する自治体が、共同して蛍光管の運搬、処理・処分を安全かつ効率的に行う処理方式のこと。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
134	令和3年度蛍光管運搬業務(複数単価契約)	日本通運株式会社 浜松支店	R3.4.1	1,750,685	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用することから、運搬業者については、その唯一の指定業者である日本通運(株)を選定する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
135	令和3年度容リ協分別基準適合物再資源化業務委託	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	R3.4.1	6,708,967	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人(再商品化業務を行うことができる者)は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話:053-453-0011)
136	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部支店	R3.4.1	48,400,000	焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術(性能保証を含む)が提供され、各炉停止時における限られた期間内で点検整備ができるのは同業者だけである。 他業者では、専門知識の欠如、製作に要する費用の高騰、点検整備期間の遅延が発生するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 南清掃事業所 (電話:053-425-3680)
137	(一括)浜北清掃センター及び浜北環境センター庁舎施設機器警備業務	セコム株式会社 浜松統轄支社	R3.4.1	1,975,050	本業務は、両施設とも同事業者が受託しており、受託者の警報機器及び屋内配線が既に設置済である。委託業者を変更する場合、当該機器の取替や配線工事が新たに必要となり、多額の初期投資費用が掛かるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 浜北環境事業所 (電話:053-586-8686)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
138	産業イノベーション支援事業 業務	公益財団法人浜松地域 イノベーション推進機 構	R3. 4. 1	165, 719, 999	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立された団体であり、「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。</p> <p>これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。</p> <p>また、当機構は、産業支援機関として、中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、組織体制においても、国の認定支援機関である金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。</p> <p>加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。</p> <p>以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)
139	中小・ベンチャー企業DX推 進事業 業務委託	K. S. ロジャース株式会 社	R3. 6. 1	6, 000, 000	<p>データやデジタル技術を活用して製品やビジネス等の変革を進める「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進を支援し、市内ベンチャー企業等の成長につなげるため、DXに関連する啓発活動及びハンズオン支援について、業務委託をするもの。専門的な知見やスキルを有することが必要となるため、中小・ベンチャー企業等へDX導入支援についてのノウハウ及び実績がある事業者から、幅広く公募型で企画案を募集し、プロポーザル方式にて選定する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
140	令和3年度浜松市海外ビジネスサポートデスク運営業務	株式会社フェアコンサルティング	R3.4.1	8,998,000	本事業については、市内中小企業の海外進出支援に加え、既存進出企業の現地における支援が肝要である。そのためには、同社がこれまでに整えた支援体制、国内及び海外におけるネットワークを十分に活用する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2319)
141	テレワーク情報ポータルサイト運営業務	We will accounting associates株式会社	R3.4.1	1,499,999	テレワーク情報ポータルサイト「ハマリモ！」は指名業者が制作しており、その後のシステム管理も委託している。このことから、システム内のコンテンツ運営ができるのは指名業者に限られるため、一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2319)
142	令和3年度浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務委託	一般財団法人浜松まちづくり公社	R3.4.1	1,214,400	<p>浜松駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一部のエリアは、南土木整備事務所にて浜松駅前広場等維持管理業務委託として、(一財)浜松まちづくり公社による一体的、包括的な維持管理が行われており、令和3年度においても(一財)浜松まちづくり公社と随意契約する予定である。</p> <p>産業振興課にて維持管理を行なう浜松駅北口地下喫煙室は、北口バスターミナル地下施設の一部について道路占用許可を得て設置したものであり、その維持管理については浜松駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一部のエリアと一元的に管理することが合理的である。</p> <p>喫煙室の利用者及び周辺歩行者等の安全で快適な空間の確保という点においても、北口バスターミナル地下施設内に事務所を有し、24時間体制で施設の管理を行っている(一財)浜松まちづくり公社が適切である。</p> <p>これらのことから、一体的・効率的な維持管理を行うことができるのは、(一財)浜松まちづくり公社をおいて他にないため、同社を特命の事業者として選定する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2285)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
143	令和3年度浜松市リノベーションスクール(企業版)企画・運営等業務	株式会社アフタヌーンソサエティ	R3. 5. 19	5, 499, 351	本業務は、様々な分野の地元民間企業が連携し、都市型産業の創出を図りながら中心市街地の遊休不動産を利活用するリノベーション事業プランの策定に向けて、スクール参加企業のコーディネートを行うものであり、本業務の受託者は、幅広い様々な分野の産業について知見を持ち、企業連携に関する知識や経験を有するとともに、リノベーションまちづくりに精通している必要がある。このようなノウハウ・能力を有する者は、全国の中でも株式会社アフタヌーンソサエティのほかにはなく、令和元年度の本業務開始当初より当該社に委託して実施している。そして、企業版リノベーションスクールは全国初の試みで、他に例がなく、これまでの2年間の業務により継続的に事業の質の向上に努めてきており、今年度の業務において一定のフォーマットを完成するものである。以上のことから、当該社を本業務の受託者として選定することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2096)
144	浜松市地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R3. 4. 1	1, 652, 004	本案件は、働くことに不安や悩みをもつ無業の若者の就労を支援する「地域若者サポートステーションはままつ」に専門職員を配置することにより、就職氷河期世代の支援を強化するもの。 地域若者サポートステーション事業は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国が職業生活における自立を支援するための必要な措置(基盤的事項)を講じるよう努めなければならない、地方公共団体は、国の措置と相まって、地域の実情に応じ、職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と規定されている。国と地方公共団体との役割分担は、国の仕様に定められており、市の事業の実施については、国の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、浜松市において、既に令和3・4年度の事業実施者として国から選定されている唯一の団体であるため、特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
145	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R3. 4. 1	5, 948, 321	地域若者サポートステーション事業は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国が職業生活における自立を支援するための必要な措置(基盤的事項)を講じるよう努めなければならない、地方公共団体は、国の措置と相まって、地域の実情に応じ、職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と規定されている。国と地方公共団体との役割分担は、国の仕様に定められており、市の事業の実施については、国の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、浜松市において既に令和3・4年度の事業実施者として、国から選定されている唯一の団体であるため、特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話: 053-457 -2115)
146	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団至空会	R3. 4. 1	10, 210, 000	指名業者は、障害者雇用に関する専門的知識や経験が豊富な職員を有し、円滑かつ効果的な事業を遂行できる体制を整えており、特に近年増加している精神障害や発達障害にも対応可能なスタッフを配置することができる団体である。また、仕様に求める障害者の状況に沿った就労・定着支援業務や、障害者雇用を促進する企業と障害者双方のニーズに合致した効果的な支援を行うことができる唯一の事業所である。このため医療法人社団至空会を指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話: 053-457 -2115)
147	令和3年度 浜松家内労働福祉センター業務	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	R3. 4. 1	4, 329, 000	公益財団法人浜松家内労働福祉センターは、昭和48年に静岡県内職公共職業補導所等から市に対し、内職窓口の設置や技術指導者の相談窓口開設の要望を受けて設立された団体である。公益財団法人であり非営利性が高く、本業務に必要な内職提供事業者とのネットワークを持ち、内職情報を必要とする者に対して的確に内職情報を斡旋するという相談スキル等を備えている。本業務を適正に実施できる者は他にないことから1者特命とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話: 053-457 -2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
148	マッチングアドバイザー等派遣業務	浜松商工会議所	R3.4.1	5,866,344	契約相手方は、厚生労働省の無料職業紹介事業の資格を有し、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。約14,000社の会員企業を有し、大都市圏等の相談者の希望に応じて市内企業の詳細な情報を提供できるノウハウを持つ。多くの市内企業の情報に精通し、UIJターン就職希望者の個別相談に対し適切なマッチング支援が可能な事業所は、他にないため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2339)
149	浜松就職・転職ナビ JOBはま！システム追加構築等業務	株式会社アドウィル	R3.4.1	4,896,892	「浜松就職ナビ JOBはま！」は、公募型プロポーザルにおいて企画提案書を特定した契約相手方が制作しており、その後、システムの管理も委託している。また、当サイトは契約相手方が独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されている。このため、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるものは他にないため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2339)
150	外国人の雇用・就労に関する相談業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3.4.1	6,824,400	契約相手方は、外国人市民の生活全般における相談や支援窓口として市民に定着し、利用されている浜松市多文化共生センターの運営を受託している。本事業は、事業効果と利用者の利便性を高めるために、外国人の総合相談ワンストップセンターとして、多文化共生センターと一体的に取り組むことが必須条件であり、多文化共生センターを運営し、外国人市民の生活全般に精通している契約相手方以外に実施できる業者はないため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2339)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
151	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(ギャンブーベット)	日本トーター株式会社	R3.4.1	56,102,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
152	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オッズ・パーク)	オッズ・パーク株式会社	R3.4.1	440,959,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
153	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(チャリ・ロト)	株式会社チャリ・ロト	R3.4.1	119,820,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
154	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(WinTicket)	株式会社WinTicket	R3.4.1	56,102,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定されており、WinTicketの導入については令和2年3月23日に全国小型自動車旅行者協議会において承認されている。 本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した(株)WinTicketと契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
155	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース名古屋)	株式会社サテライト名古屋	R3.4.1	22,176,000	場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
156	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース南国)	株式会社サンコール	R3.4.1	14,544,000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールは、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
157	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務(オートレース南国)	一般財団法人オートレース振興協会	R3.4.1	14,544,000	一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、経済産業大臣の認可を受け、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。今回、場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けた施設所有者である株式会社サンコールから勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが、覚書で交わされている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
158	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース一宮)	サテライト一宮株式会社	R3.4.1	35,244,400	場外車券売場「オートレース一宮」の設置にあたり、施設所有者であるサテライト一宮株式会社は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
159	浜松市小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務	川口市	R3.4.1	245,590,000	場外車券売場「川口オートレース」の設置にあたり、施設所有者である川口市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
160	浜松市小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務	伊勢崎市	R3.4.1	263,569,000	場外車券売場「伊勢崎オートレース」の設置にあたり、施設所有者である伊勢崎市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
161	浜松市小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務	山陽小野田市	R3.4.1	65,958,000	場外車券売場「山陽オートレース」の設置にあたり、施設所有者である山陽小野田市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
162	浜松市小型自動車競走飯塚場外発売所勝車投票券発売等業務	飯塚市	R3. 4. 1	131, 656, 000	場外車券売場「飯塚オートレース」の設置にあたり、施設所有者である飯塚市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
163	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務〔年度契約〕	日本トーター株式会社	R3. 4. 1	528, 680, 000	小型自動車競走事業のうち、包括的民間委託できる業務は、施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務であり、その中で車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を委託するものである。 平成30年度から令和4年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」第38条において、各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を年度契約にて締結することとしている。 包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証(売上×2.0%~1.4%)を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献する。 本契約は、平成30年度から令和4年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
164	浜松市小型自動車競走実施業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R3. 4. 1	309, 364, 999	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
165	浜松市小型自動車競走選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R3.4.1	49,546,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある。選手管理を遂行しながら宿泊業務を行うには一般財団法人東日本小型自動車競走会が、最も適当な団体であるため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
166	浜松市小型自動車競走選手費用補償業務(四項目)	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R3.4.1	149,438,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
167	浜松市小型自動車競走事業電話投票等事務	一般財団法人オートレース振興協会	R3.4.1	50,246,000	一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、各施行者及び業界団体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。同委員会での決定事項は全オートレース場に適用されるものであり、電話投票業務については、各施行者が同協会に委託することが決定されているため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
168	実証実験サポート事業	株式会社日本総合研究所	R3.4.1	24,585,000	他に代替できない実績や運営ノウハウ、ネットワークを有することから、当該事業者が最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)
169	ベンチャー経営塾業務	株式会社グロービス	R3.4.1	5,473,980	他に代替できない実績や運営ノウハウを有することから、当該事業者が最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)
170	ファンドサポート事業運営支援業務委託	有限責任監査法人トーマツ	R3.4.1	39,699,999	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間(2年間)伴走支援するにあたり、受託者のネットワークやソリューションが不可欠であり、今回も継続して実施する必要がある。 ・全国のスタートアップ企業を対象とした事業であり、全国のスタートアップ企業にアプローチできるネットワークを有していること、最新のビジネスに精通しスタートアップ企業のハンズオン支援にも十分な実績があること、スタートアップ企業の経営支援や監査ができることなどが事業者としての必須条件である。指名業者は前述の条件を有する全国的にも稀な事業者である。 ・自社のネットワークを活用して情報発信を行い、J-Startupcentralを含めた多くの優秀なスタートアップの誘致に成功した。また、これまでのリレーションを活用し、浜松市認定ベンチャーキャピタルの採択数も大幅に増加している。今後の申請先についても既にリーチできている。 よって、本契約は競争入札には適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
171	Next Innovator 育成事業業務委託	フォースタートアップ ス株式会社	R3. 6. 1	26, 935, 417	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
172	天竜トライアルオフィス運営 業務	山ノ舎	R3. 4. 1	6, 731, 230	新規創業希望者等からの相談を受けており、継続して対応できるのは当事業者に限られる。また二俣地域にて、コワーキング運営のノウハウを持ち、進出希望者(スタートアップなど)及び新規創業者を、専門家や地域のキーパーソン等と連携しながら起業支援ができる事業者は、当事業者に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
173	「ものづくり×ベンチャー」 によるイノベーション創出促 進事業 業務委託	Creww株式会社	R3. 4. 1	11, 990, 000	令和2年度事業において始動した共同開発プロジェクト(3件)について継続した伴走支援が必要であり、令和2年度事業において、市内参加企業4社に対し、延べ80社のベンチャー企業からのエントリーを達成し、同社のベンチャー企業への訴求性の高さを評価しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
174	Webベンチャーイベント事業 業務委託	株式会社日本総合研 究所	R3. 4. 1	2, 970, 000	<p>本事業は、全国のスタートアップ企業を主な対象とした事業であり、全国のスタートアップにアプローチできるネットワークや全国のスタートアップが魅力を感じる登壇者をアサインできるコネクションを有することが受託者の必須条件だが、指名業者はこの条件を満たし、自社の全国最大級のピッチイベント等を通じて情報発信を行ったり、豪華な登壇者をアサインすることで、全国のスタートアップの関心を引くことに成功しているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獲得した視聴者を引き留めるとともに、本市のスタートアップ支援策を体系的に分かりやすく伝えるためにシリーズ化してアーカイブに残していくことから、令和2年度の運営ノウハウやネットワークを活かした発展的な事業展開が期待できるため。 	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ課 (電話：053-457-2825)
175	令和3年度はままつ首都圏ビ ジネス情報センターアドバイ ザー業務委託	株式会社ベンチャーラ ボ 東海支社	R3. 4. 30	6, 993, 800	<p>本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：03-3556-2788)
176	令和3年度 浜松版 JuniorVillageモデル事業実 施業務	グローバルデザインス クール株式会社	R3. 4. 1	2, 999, 700	<p>本業務は、グローバルデザインスクール株式会社が他市で実施している「JuniorVillage事業」をベースに浜松市に適した事業を開発し、事業の有効性を確認するものであり、同社の持つ農業及び人材育成に関する専門的知識や人的資源を活用することが事業実施に不可欠なことから競争入札に適さないため。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部農業水産課 (電話053 -457-2333)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
177	令和3年度 浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	R3. 5. 17	3, 721, 575	本事業には農林水産業に関連した商品開発、商品デザインや販路開拓等の実質的な支援を行う専門的知識、ネットワーク並びにノウハウ等の蓄積が必要である。また、事業実施にあたり発生した課題解決に向け、いかに迅速かつ柔軟に効果的な提案ができるかが評価の要となる。よってこれまでの実績を加味しながら、どのような支援が可能かを公募型プロポーザルを実施することにより提案させ、よりよい提案を採用するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話053-457-2328)
178	令和3年度 農業農村整備国庫補助事業 経営体育成促進換地等調整業務(保令地区)	静岡県土地改良事業団体連合会	R3. 6. 11	4, 400, 000	本業務の実施にあたっては、土地改良法第52条第4項及び農林水産省通達に基づき、土地改良換地士の資格を有するものが在籍するなどの体制が整っている事業者が条件となっている。また、本業務は農地所有者や農業者、さらに関係機関との調整業務が頻繁であるため、県外事業者では業務実施に支障をきたすものである。これら条件を満たす事業者は県内において、当該事業者以外存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話053-457-2328)
179	令和3年度 浜松市農地情報システム保守管理業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	3, 740, 000	定期・年次・通常・臨時保守などの仕様書に示す保守管理の内容が、システムを開発した(株)フジヤマにしか技術的に対応不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地利用課 (電話: 053-457-2481)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
180	天竜材の家百年住居る事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	R3. 4. 1	3, 313, 200	本業務の目的を達成し、円滑な事業運営を行う上で、次の事項を有していることが必須となる。 ①書類審査及び木材検査をするうえで必要な、木材・建築に関する専門知識と経験 ②市内全域で加工される木材検査を円滑に行うための連携体制 指名業者は、市内の森林組合、木材組合(製材、加工、流通等)、建築業組合で構成される市内唯一の連合組織であり、関係者との連携体制が構築されているほか、木材・建築に関する専門知識も合わせ持っており。現在、市内で上記を満たす他の団体はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話: 053-457-2159)
181	令和3年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R3. 4. 1	2, 414, 500	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、専門的知識を要するため、機器更新にあたってシステムの再構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話: 053-427-7406)
182	令和3年度浜松市中央卸売市場S F 級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社前川製作所	R3. 4. 1	3, 520, 000	主に鮪を冷凍保存するS F 級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である(株)前川製作所でなければ実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話: 053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
183	令和3年度浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検等業務	株式会社明電エンジニアリング	R3.4.1	5,247,000	機器及びプログラムの動作確認等を行う保守点検等業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリングでなければ業務を遂行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7402)
184	令和3年度浜松市中央卸売市場再整備基本構想策定支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	R3.6.1	10,094,700	委託内容は卸売市場の運営形態のあり方に関わるものであることから、関係者との調整や合意形成を円滑に遂行するため、卸売市場の役割や機能を熟知し、最新の業界動向を適時把握できることが必要である。このため、入札の参加資格要件は、過去5年以内に卸売市場における整備計画(基本構想・基本計画)の策定支援等委託業務の受託実績を有する者とし、地域要件は設定しないものとした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
185	令和3年度浜松市食肉地方卸売市場と畜場清掃・廃棄臓物処理業務	有限会社浜松ミート	R3.4.1	15,243,998	<p>(1)と畜場清掃業務 当施設は、と畜解体時に獣畜の糞尿や血液、油脂・肉片等により汚染されやすい状況にあり、常に衛生的な環境を保持しなければならない。 ア と畜解体作業場の清掃について と畜解体作業場は高度な衛生状況を保つため、毎日、作業者の責務として行われる施設・設備の洗浄後に、より徹底した清掃が必要である。またと畜解体は、背割り機や皮剥ぎ機、コンベア等特殊な機械設備を使用する業務であり、内部に汚れや油脂が付着しやすく機械内部まで清掃する必要があるため、清掃作業にはと畜場の機械設備に熟知していなければならない。 イ 洗車場等の清掃について 獣畜の運搬者が利用した洗車場やプラットホーム、スロープ、排水溝などは獣畜の糞尿で汚染され、特に夏場は悪臭を放つため、近隣から苦情が来ないよう業務中でもこまめに清掃しておく必要がある。</p> <p>(2)廃棄臓物処理業務 廃棄臓物処理業務は、食肉検査で不合格となり廃棄された豚・牛の内臓や、特定部位である牛の頭部などを廃棄物室に集めて整理する。牛の胃内容物(腹糞)は脱水機にかけて水分を除去した後、コンテナに収納する。これら1日に発生する約3トンの廃棄物を、豚の内臓、牛の内臓、特定部位、牛の胃内容物(腹糞)の4種類に分けて整理する業務である。 以上、と畜場清掃業務及び廃棄臓物処理業務いずれも、と畜場設備を熟知し、と畜場におけるHACCPによる衛生管理について知識と経験を有し、現状を踏まえた的確な作業が可能と畜解体業者が、と畜解体作業と一連の業務により管理することが最も効率的であるため、当と畜場の解体業者である当業者に一者特命で業務委託するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話:053-461-7555)
186	令和3年度浜松市食肉地方卸売市場動物系固形不要物収集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	R3.4.1	4,466,000	<p>当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要があり、搬出した後、直ちに、別途市が契約した処分業者の処分場に搬送可能なことが条件となる。 この条件を満たし、本業務を履行できるのは(株)堀田萬蔵商店が唯一の事業者である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話:053-461-7555)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
187	令和3年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物処分業務	愛知化製事業協業組合	R3.4.1	4,444,000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、と畜場から排出された大量の獣畜の内臓廃棄物等が搬入された後、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは愛知化製事業協業組合が唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
188	令和3年度 浜松市土地利用方針検討業務	株式会社日建設計総合研究所	R3.6.3	7,299,600	本業務では、計画的な都市のコンパクト化に向けて、用途地域をはじめとする地域地区制度の変更、開発許可制度の見直しなどによる段階的な土地利用規制・誘導策の検討を行うなど、その実施にあたっては専門的かつ幅広い業務経験を有する高度な技術提案が必要であることから、公募型プロポーザル方式により受注者を特定することとし、審査の結果、当該業者が本業務に最も適した者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部都市計画課 (電話：053-457-2644)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
189	令和3年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務委託	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	R3. 4. 1	3, 032, 700	<p>「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことができる唯一の団体であるため。</p> <p>1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること</p> <p>2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること</p> <p>3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施が図れること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること</p> <p>4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること</p> <p>5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等が図れること</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部土地政策課 (電話：053-457-2365)
190	令和3年度わが家の専門家診断事業業務委託	公益社団法人静岡県建築士会	R3. 4. 16	20, 240, 262	<p>本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(5)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要がある、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がいないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部 建築行政課 (電話：053-457-2473)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
191	令和3年度 浜松市営住宅管理システム保守等業務	株式会社ジーシーシー	R3.4.1	1,737,120	システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが、唯一保守及び改修作業可能な業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部 住宅課 (電話:053-457-2458)
192	はままつフラワーパークNEXT50事業業務	公益財団法人浜松市花みどり振興財団	R3.4.1	6,413,000	本業務は、はままつフラワーパークの園内におけるイベント・展示等の業務であり、実施に際し、当該施設の指定管理者との連携・調整が必要であるほか、大型工作物や園内植物を利用した芸術作品の展示など、園の植栽に影響を与える工作物等の設置を「開園しながら」行う必要がある。以上のことから、本業務については、園内を熟知して管理のノウハウを持ち、不測の事態に迅速な対応が可能で、施設運営に支障をきたすことなく業務の遂行を可能とする唯一の団体である(公財)浜松市花みどり振興財団を契約の相手方として選定する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部緑政課 (電話:053-457-2565)
193	公園内トイレし尿収集業務(旧浜松市内)	一般財団法人浜松市清掃公社	R3.4.1	2,025,177	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話:053-473-1829)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
194	公園内トイレし尿収集業務 (西区・浜北区・天竜区)	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1	1, 371, 271	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話: 053-473-1829)
195	令和3年度 公共事業に伴う 権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共 嘱託登記司法書士協会	R3. 4. 1	19, 022, 311	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難である。以上により、同協会1者特命の年間契約(複数単価契約)とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部 道路企画課 (電話: 053-457-2375)
196	令和3年度浜松市公共用財産 (道路・河川等)境界確定業 務委託契約	公益社団法人静岡県公 共嘱託登記土地家屋調 査士協会西部事務所	R3. 4. 1	87, 082, 248	公共用財産(道路・河川等)と民有地との境界に関する申請は、年間2千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的に優秀な能力を有する人材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と優秀な能力により、年間2千件を超える申請に対し、事務処理も円滑かつ正確に行なうことができることから、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話: 053-457-2313)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
197	令和3年度 浜松市道路施設情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	1, 518, 000	<p>①浜松市道路施設情報システム(以下「本システム」という。)は、株式会社フジヤマが開発したシステムであり、開発当時の契約において、翻案権(著作権法第27条)については株式会社フジヤマに留保されている。本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正に当たりフジヤマに留保されている翻案権が必要となる。</p> <p>②本システムは、株式会社フジヤマによって独自に構築されていることから、システムの安定的な稼働及びシステム異常時における迅速な対応を行うには、同システムの構造を熟知している同社の技術が必要である。</p> <p>③株式会社フジヤマは、本システムの開発からこれまでの間、一貫して本業務を実施してきたが、仮に同社以外が本業務を実施し、システム異常が発生した場合、その原因がシステム固有の問題か、本業務を行ったことによるものなのかの原因の特定は困難であり、責任の所在が不明確となる。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話: 053-457-2619)
198	令和3年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務	理研精工株式会社 浜松営業所	R3. 4. 1	7, 007, 000	<p>本業務の保守対象となる土木防災情報システム(監視カメラ、各種サーバ、ネットワーク等)は理研精工株式会社が独自に設計・構築したものであり、セキュリティを含む保守点検や障害時の迅速かつ確実な対応は、システムを熟知した理研精工株式会社しかできない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話: 053-457-2452)
199	令和3年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	R3. 4. 1	4, 686, 000	<p>本業務に必要な、気象予報士による気象情報の分析体制(365日、24時間)及びシステム(災害リスクスケールの生成、各個人へのメール配信、アメダス雨量データの提供)を有しているのは株式会社ウェザーニューズのみである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話: 053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
200	令和3年度曳馬中田島線外1線昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社静岡支店	R3. 4. 1	12, 979, 560	本業務委託は、昇降機設備業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
201	令和3年度浜松駅前広場等施設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	R3. 4. 1	97, 357, 700	本市の玄関口である浜松駅前広場は、バスターミナル施設を中心に、そこから放射状に広がる地下通路、JR浜松駅の南北広場、また東側に延びるアクトタワーへの通路等、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制を取らなければならない。中央部のバスターミナル施設は、(一財)浜松まちづくり公社(以下、「公社」という。)が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在している。こうしたことから、バスターミナル施設の供用開始時(昭和57年度)から、「浜松駅前広場バス利用者協議会」の方針に基づき、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。後者は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施していることから、現場・施設の状態を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の施設管理を一体的に実施する能力を有している。また、公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しているため、他者が管理するには大規模なシステム改修が必要となる。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないことから、自宅事業者として選定するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
202	令和3年度南区可美地下道車椅子用階段リフト保守点検業務	クマリフト株式会社 静岡営業所	R3. 4. 1	2, 098, 800	設置されている車椅子用リフトは「クマリフト株式会社」が自ら設計・制作し、設置されたものである。点検業務にはメーカー独自の技術力と専用部品の調達能力が不可欠であり、「クマリフト株式会社静岡営業所」以外では施行技術を有していないとともに、付属部品の調達も困難であることから、本設備設置メーカーへの随意契約とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
203	令和3年度浜松駅北口広場昇降機設備保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R3. 4. 1	2, 422, 200	本業務委託は、昇降機設備業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
204	令和3年度浜松市データ連携基盤を活用した実証実験におけるデータ連携基盤整備運用業務	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	R3. 5. 19	6, 204, 000	データ連携基盤の整備・運用は国・地方公共団体・民間企業で進められおり、先進的な取り組みであることから、本市登録業者に限らず、データ連携基盤に関するノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの提案を、公平に幅広く受け付けたいため、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適なものと判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話：053-457-2454)
205	令和3年度モビリティサービス推進コンソーシアム運営支援業務	株式会社博報堂	R3. 5. 14	3, 993, 000	MaaSについては、各地域で調査研究や実証実験が進められているが、先進的な取り組みであることから、本市登録業者に限らず、必要なノウハウ・企画力を持つ事業者からの提案を、公平に幅広く受け付けたいため、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適なものと判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話：053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
206	令和3年度官民連携プラットフォーム運営支援業務	株式会社日本総合研究所	R3. 5. 14	6,400,000	Society5.0社会に向けスマートシティの取組が国・地方公共団体・民間企業で進められているが、先進的な取り組みであることから、本市登録業者に限らず、官民連携プラットフォーム運営支援に必要なノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの提案を、公平に幅広く受け付けたいため、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適なものと判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話:053-457-2454)
207	令和3年度浜松市デジタル・マーケティング相談支援及び人材育成業務	株式会社キネッソジャパン	R3. 5. 14	4,889,000	地方公共団体におけるデジタル・マーケティングの実践は、先進的な取り組みであるとともに、急速に進むデジタルシフトに的確に対応するため、本市登録業者に限らず、必要なノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの提案を、公平に幅広く受け付けるため、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適なものと判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話:053-457-2454)
208	浜松市口座振替データ伝送業務	株式会社静岡銀行	R3. 4. 1	2,569,600	本業務は、伝送のための浜松市専用システムを使用している。その開発及び運用を(株)静岡銀行の子会社である静岡ITソリューション(株)※がしているが、販売及び契約は(株)静岡銀行のみが取り扱っているため、(株)静岡銀行との随意契約とする。 ※銀行法施行規則第17条の3に定められた子会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	会計管理者 会計課 (電話:053-457-2181)
209	令和3年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R3. 4. 1	3,254,570	消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できる者は一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 (電話:053-475-7524)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
210	(一括) 浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	ALSOKファシリティーズ株式会社	R3.4.1	1,674,682	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、専有部分についても、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者(共用部分の清掃業者)と契約することが想定されており、該当する業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
211	(一括) 浜松市教育委員会事務局等警備業務	ALSOKファシリティーズ株式会社	R3.4.1	1,029,600	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託している。建物全館において警備システムを連携させた管理を実施しており、教育委員会の専有部分についても、同様の管理を行うことが可能な業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
212	浜松市教育委員会産業医業務	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	R3.4.1	1,650,000	前年度まで教育委員会の産業医を指名業者の医師に委嘱しており、職員の健康状態を経年的に把握し、事業場の業務内容を理解していることから、効率的かつ適切な業務遂行が可能な業者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
213	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人 まちづくりネットワーク WILL	R3.4.1	3,702,600	当該団体は、地域活動の充実化等を目的に掲げて活動しており、水窪地域の実情を十分に把握している。活動目的の一つに「子どもの健全育成を図る活動」を掲げており、学校との連携も密である(平成25年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に水窪地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
214	浜松市あたご放課後子供教室 推進事業業務	あたご放課後子ども教 室	R3. 4. 1	1, 534, 800	当該団体は、上阿多古幼稚園及び上阿多古小 学校の園児・児童の放課後等の時間について 上阿多古地域全体で保護育成することを活動 目的としており、上阿多古地域の実情も十分 に把握し、学校との連携も密である(平成2 6年度から本事業を受託)。本事業の目的を 達する見込みが十分にあり、他に上阿多古地 域を活動拠点として活動する団体がないこと から、契約方法を随意契約(1者特命)とす る。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
215	浜松市はるの放課後子供教室 (犬居地区) 推進事業業務	SunSunクラブ	R3. 4. 1	2, 043, 600	当該団体は、春野地域において放課後等にお ける子どもたちの安全・安心な居場所づく り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊 かな人間性を育むための健全育成を目的と して活動しており、春野地域の実情を十分に把 握し、学校との連携も密である(平成27年 度から本事業を受託)。本事業の目的を達す る見込みが十分にあり、他に春野地域を活動 拠点として活動する団体がないことから、契 約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
216	浜松市はるの放課後子供教室 (気田地区) 推進事業業務	SunSunクラブ	R3. 4. 1	2, 041, 000	当該団体は、春野地域において放課後等にお ける子どもたちの安全・安心な居場所づく り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊 かな人間性を育むための健全育成を目的と して活動しており、春野地域の実情を十分に把 握し、学校との連携も密である(平成27年 度から本事業を受託)。本事業の目的を達す る見込みが十分にあり、他に春野地域を活動 拠点として活動する団体がないことから、契 約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
217	浜松市しもあたご放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	R3. 4. 1	2, 051, 797	当該団体は、下阿多古小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、下阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である(平成28年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に下阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
218	浜松市浦川放課後子供教室推進事業業務	浦川子供教室	R3. 4. 1	1, 951, 414	当該団体は、浦川小学校の児童を対象とし、適切な遊びと生活を通して放課後等における児童の健全な育成を目的として活動している。浦川地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である(平成31年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に浦川地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
219	浜松市伊平放課後子供教室推進事業業務	いーら・みなくる	R3. 4. 1	3, 150, 800	当該団体は、井伊谷小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、伊平地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である(令和2年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に伊平地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
220	浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務	奥山の子を育てる会	R3. 4. 1	2, 530, 000	当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを活動目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である(令和2年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
221	(一括)令和3年度 浜松市天竜区天竜地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠鉄アシスト株式会社	R3.4.6	1,379,400	天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者である遠鉄アシスト(株)は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的にできるのは遠鉄アシスト(株)のみであるため1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
222	浜松市教育ネットワークグループウェア及び校務支援統合サーバ運用保守業務	スズキ教育ソフト株式会社	R3.4.1	13,024,000	運用保守対象の浜松市教育ネットワークグループウェアおよび校務支援システムについては、スズキ教育ソフトが設計・構築等を行った。同システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため、同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
223	浜松市小中学校学校図書管理システム運用保守業務	株式会社内田洋行 営業統括グループ	R3.4.1	15,195,840	運用保守対象の学校図書管理システムは、(株)内田洋行が設計・構築等を行った。同システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため、同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
224	浜松市小中学校学習者用タブレット機器導入追加業務	遠鉄システムサービス株式会社	R3.4.9	16,462,600	本業務は、令和3年3月に1人1台端末の利活用の加速化が文科省より示されたことにより、学校現場への導入・整備を加速させるため、現在進行している学習者用タブレット型端末の導入業務に追加するものである。同業務を落札した遠鉄システムサービス(株)でなければ行えないため、同社を一者特命として指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
225	個別指導教室無線アクセスポイント設定等業務	遠鉄システムサービス株式会社	R3. 5. 24	6, 543, 900	無線アクセスポイント機器の導入にあたり、機器にIPアドレス等の設定情報を投入し、既存環境との整合性を取った上で機器導入を設計・設定し、全体の統合管理を行う必要がある。既存の学校内機器の保守管理を行っている遠鉄システムサービス(株)でなければ、学校運営に支障なく本業務を完遂できないため、同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
226	(一括) 小荷物専用昇降機点検業務(相生小学校他)	日本オーチス・エレベータ株式会社	R3. 4. 1	2, 956, 800	当該昇降機は同社が製造設置した装置であり、製造設置業者以外の業者では緊急時に即時対応(修繕・部品調達等)ができず学校教育・衛生環境に支障をきたす恐れがあるためオーチス・エレベータサービス(株)の業務を継承した、日本オーチスエレベータ(株)静岡支店と地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
227	小荷物専用昇降機点検業務(広沢小学校他)	日管株式会社	R3. 4. 1	1, 067, 000	昇降機の性能を良好に維持し安全で最良な運転状態を保持するためには構造を熟知している製造設置業者代理店以外では、緊急時に即時対応(部品調達等)ができず、学校教育に支障をきたす恐れがあることから、当該業務を行える唯一の業者である日管(株)と地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(1者特命)するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
228	令和3年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社フジEAPセンター	R3. 5. 1	6, 418, 720	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、高い専門性を必要とし、各業者で独自のノウハウを有していることから、平成28年度に公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価し採点した結果、当該業者を最適業者とした経緯あり。 ・当該業者は、高ストレス者に対する産業医の面接場所等、個人のプライバシーが守られ、教職員が面接を受けやすい環境が整っている。 ・令和3年度においても、事業に大幅な変更がなく、また経年変化の把握・分析、研修の継続的な実施が必要なため、当該業者との契約とする 	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
229	浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝えるイベント開催業務	株式会社 エイエイピー 浜松支店	R3. 6. 2	3, 322, 000	公募型プロポーザルによる調達により、最も優れた企画提案を行った当該業者を選定。見積もり合わせを行い、委託業者として決定したものの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
230	オリパラ教育地域拠点推進事業	オリパラ教育浜松市内 大学連携協議会	R3. 4. 1	6, 200, 000	本市は、市と市内各大学との相互協力及び連携に関する協定を結んでおり、各大学が子供たちの豊かな成長の支援に参画する土壌がある。また、本事業は全国中核拠点の大学との連携で実施していくことが求められているものである。本市においても、子供たちにとって価値あるリソースの提供が可能な市内大学がそれぞれの大学の特徴を生かし連携してオリパラ教育を推進していくことが有効な手段である。市内には大学が複数あるが、本事業の目的を達成するために、各大学間で連携し、実施可能な団体は、「オリパラ教育浜松市内大学連携協議会」以外ない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)
231	【単価契約】令和3年度英語力向上事業業務	株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業部	R3. 4. 30	6, 445, 000	本市が児童生徒の英語運用能力の向上を目指すために実施する外部試験として、①4技能全てを測定できること、②新学習指導要領に準拠した出題内容であること、③合否判定ではなく、各技能をスコアで評価すること、④「話す」力の測定を短時間で効率的に実施できることが求められる。英語の外部試験は複数あるが、本市の登録業者の中で、この条件で的確に業務を履行できるのは「株式会社ベネッセコーポレーション」以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
232	浜松市立小学校訪問看護業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R3. 4. 1	6,498,580	委託先については、医療的ケアを受ける児童及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。 上記を満たす委託先は、当該児童の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約(一者特命)とする。 学校における医療的ケアを熟知し対象児童が通う診療所の訪問看護ステーションを選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課(教育総合支援センター) (電話:053-457-2428)
233	浜松市水道料金等調定システム保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 4. 1	9,509,500	浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話:053-474-7812)
234	浜松市水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処理業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	R3. 4. 1	2,580,600	本業務はクレジットカード情報を取り扱うため、割賦販売法等の定めにより国際統一基準(PCI DSS)に準拠していること、かつ、浜松市のシステムのデータレイアウトでデータ処理が行える必要があるが、履行可能な業者は今回の選定業者(株NTTデータ)以外にないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話:053-474-7812)
235	浜松市浄化槽管理台帳システム保守業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	1,386,000	浜松市浄化槽管理台帳システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話:053-474-7812)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
236	令和3年度 休日及び夜間修繕待機業務	浜松上下水道協同組合	R3. 4. 1	7,769,190	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話: 053-474-7911)
237	令和3年度 浜松市水道地理情報管理システムソフトウェア保守管理業務	株式会社管総研 東京支店	R3. 4. 1	19,740,600	保守管理業務、データ更新業務ともに、運用の安全性、信頼性を維持するためには、プログラムの開発・製造業者である株式会社管総研以外では対応することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話: 053-474-7411)
238	浜松市下水道情報総合管理システム保守業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	3,850,000	浜松市下水道情報総合管理システム及び窓口用タッチパネルシステムの保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者である株式会社フジヤマ以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道工事課 (電話: 053-474-7514)
239	令和3年度 単独第3号 下水道情報総合管理システムデータ抽出業務	株式会社フジヤマ	R3. 5. 28	2,761,000	本業務は下水道情報総合管理システムからのデータ抽出業務であり、当該システムは株式会社フジヤマ製の製品である。製品仕様や詳細な設計情報を必要とする作業でシステムの開発業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道工事課 (電話: 053-474-7514)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
240	令和3年度原委第6号大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社日立製作所 浜松支店	R3.4.1	5,720,000	本施設の計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、高い安全性、信頼性が要求される。また、当該機器は、株式会社日立製作所が構築・設計したもので、製作にあたっては業者独自の方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、製作時の同一手法が必要とされることから株式会社日立製作所浜松支店と随意契約(一者特命)としたい。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
241	令和3年度原委第7号常光浄水場外電気計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R3.4.1	6,380,000	本施設の電気設備・計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、重要かつ高い信頼性が要求される。また、当該施設は、三菱電機株式会社が構築・設計したもので、製作にあたっては業者独自の方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、製作時の同一手法が必要となることから本設備の製作会社より保守点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社と随意契約(一者特命)とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
242	令和3年度原委第34号水道施設管理システムデータ登録及び利用準備業務委託	株式会社NJS 静岡 事務所	R3.5.17	18,700,000	専門家による分析や広く市場調査を行った結果、最も当市の要件を満たしたシステムがNJS製SkyScraperであり、すでに下水道事業で導入しているため導入経費も抑制でき、著しく有利な価格で調達できるという結論となったため当該システム提供事業者である株式会社NJSへ委託(一者特命)する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
243	令和3年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京 陸運事業部	R3.4.1	3,905,000	浜松市(または静岡県)及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証(産業廃棄物の種類:ばいじん)を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、再資源化処分が可能な産業廃棄物処理場に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
244	令和3年度における浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業モニタリング業務にかかる技術的援助に関する年度協定	地方共同法人日本下水道事業団	R3.4.1	24,442,000	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視)機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点で客観的かつ専門的な確認及び助言を行うことに対応できる下水道事業に関する団体がほかにはないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
245	令和3年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社日立製作所	R3.4.1	20,350,000	中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため、「株式会社日立製作所 浜松支店」との二者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
246	令和3年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計装設備保守点検業務	メタウォーター株式会社	R3.4.1	3,410,000	中部浄化センターの設備は、メタウォーター株式会社が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため、「メタウォーター株式会社 静岡営業所」との二者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
247	令和3年度 休日及び夜間修繕待機業務(北区)	細江町水道工事協同組合	R3.4.1	7,977,090	修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、年間を通して広域的なサービスを行うには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
248	令和3年度 休日及び夜間修繕待機業務(浜北区)	浜北上下水道協同組合	R3.4.1	6,034,600	修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、年間を通して広域的なサービスを行うには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
249	令和3年度 水道施設遠方監視設備点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R3.6.14	1,650,000	遠方監視装置はシンク・エンジニアリング株式会で開発された独自のソフトや設備を使用しており、他業者ではソフトの解析は不可能である。このため、性能維持に係る点検は監視装置の開発者でないとできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
250	令和3年度 永島配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R3.6.14	2,640,000	当該施設の計装設備は、誠興電機株式会でプログラムされたPLC装置等により制御されており、設備・システム間の性能、安定稼働を維持し、円滑に動作させることは他業者ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
251	令和3年度 休日及び夜間修繕待機業務(天竜区)	天竜北遠上下水道協同組合	R3.4.1	7,170,130	修繕の迅速な対応と市民サービスの向上のため、年間を通して広域的なサービスを行なうには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
252	令和3年度 天竜区内水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	R3.4.1	52,800,000	施設管理には、各施設の仕組みを把握し事故等の発生時も迅速な対応が求められるため、長年施設管理に携わり地理にも精通した天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
253	令和3年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	R3.4.1	3,088,800	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社1社のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
254	令和3年度 上市場農業集落排水処理施設 汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	R3.4.1	1,574,100	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。上市場農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
255	令和3年度 両島・落合石神農業集落排水処理施設 汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	R3.4.1	5,808,000	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島及び落合石神農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
256	令和3年度 気田第2水源浄水場分筆登記測量業務	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事業所	R3.5.14	2,247,300	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に事前調査及び測量を行っており当該事業の土地境界立会等で円滑かつ迅速な業務対応が見込まれる。 立会いまでに相当な期間を要するため、競争入札では年度内に事業を完了することが困難になる恐れがある。 <p>よって、当該事業を契約期間内で円滑に履行が可能となる者は同社のみであるため。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	上下水道部天竜上下水道課 春野上下水道室 (電話:053-983-0005)
257	令和3年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	R3.4.1	6,000,000	当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが最も重要な業務であり、契約者は浜松市の文化や歴史を熟知している団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 まちづくり推進課 (電話:053-457-2779)
258	令和3年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団あずま会 他3法人	R3.4.1	208,480,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
259	令和3年度 浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣事業業務	社会福祉法人慈悲庵	R3.4.1	1,071,200	選定した業者は、シルバーハウジング・プロジェクトで建設された板屋町高齢者向け優良賃貸住宅を運営しており、同じ建物内において高齢者相談センター、通所介護事業を実施しているため、本業務における24時間対応や、緊急時の迅速な対応が可能である。このような対応が可能な事業者は他にないため、特命により指名するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
260	令和3年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R3.4.1	13,820,499	本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
261	令和3年度 浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他7法人	R3.4.1	5,936,190	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
262	(一括) 令和3年度浜松市本庁舎ほか12施設昇降機設備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 静岡支店	R3.4.1	13,556,400円	本庁舎ほか12施設は、東芝エレベータ(株)製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置されていて、他社製のとの互換性がなく、その保守業務については保守機材の確保・保守技術の熟練度・経験及び故障時の緊急対応等が必要であり、製造・設置業者以外では実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区健康づくり課 (電話:053-457-2891)
263	令和3年度東区行政連絡業務	東区自治会連合会	R3.4.1	49,259,520	地域に密着した住民組織である「東区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、人員確保、迅速性、正確性、信頼性の面からもほかに代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 区民生活課 (電話:053-424-0164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
264	令和3年度西区行政連絡業務	西区自治会連合会	R3.4.1	37,232,640	地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区区振興課 (電話：053-597-1112)
265	令和3年度浜松市舞阪表浜駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R3.4.1	2,442,000	ユニヴァーサル商事(株)は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事(株)だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
266	令和3年度浜松市弁天島海浜公園駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R3.4.1	3,280,200	ユニヴァーサル商事(株)は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事(株)だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
267	令和3年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	R3. 4. 1	16, 892, 700	<p>①舞阪町観光協会は、旧舞阪町時代から弁天島海浜公園で観光案内を行いながら、公園施設の適切な管理運営やサービス向上に意欲的に取り組み、日常的に公園の隅々まで状況を把握できる団体であるため。</p> <p>②公園や地域の観光情報をSNS等を通じて発信するとともに、主要業務の自転車ターミナル運営業務において、利用者(観光客)に地域の観光地はじめ、浜名湖周辺の観光情報を提供できる団体であるため。</p> <p>③海水浴運営において、地元観光協会として公園周辺の干満による潮の流れの変化や特有の地形状況にあ精通し、緊急時にも地元漁業関係者等と常に密接な連携で対応できる団体であるため。</p> <p>④「浜名湖弁天島地域活性化協議会」の要となる事務局として、地元や関係団体と連携しながら公園管理運営できる団体であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話: 053-597-1117)
268	令和3年度浜松市舘山寺ターミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	R3. 4. 1	1, 514, 700	舘山寺ターミナル施設の利用者は、観光客が主であり、観光案内が必須である。そのため、同施設内に観光案内所を無休で運営している舘山寺温泉観光協会に委託することが妥当である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話: 053-597-1117)
269	令和3年度舘山寺西海岸清掃業務	舘山寺温泉観光協会	R3. 6. 1	4, 004, 000	<p>海岸には、日常的に漂着物が流れ着き、特に大雨や荒天の風水害後は漂着物が大量に流れ着く状況がある。</p> <p>①地元に拠点を置き、常に海岸の状況を把握し、観光資源の保全に努めている舘山寺温泉観光協会へ委託することによって、迅速かつ円滑に対応することができる。</p> <p>②地域の意見や要望を集約する窓口としての役割が期待でき、地域と連携した自然環境の保全に係る普及活動を推進できる。</p> <p>以上のことから、地域の意見集約を図り、舘山寺西海岸の美観を保てるのは舘山寺温泉観光協会だけである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話: 053-597-1117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
270	令和2年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業務	一般社団法人和地地区コミュニティ協議会	R3.4.1	6,511,000	本事業は、浜松市和地協働センターを地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの活性化を目的とするものであり、地域を熟知している地域団体に運営を委ねることが前提である。 当該団体は、自治会をはじめ各種団体や住民が協力して立ち上げた「和地地区コミュニティ協議会」を基に、平成29年11月21日に一般社団法人化した組織である。市が3年間実施した地区コミュニティ振興モデル事業の実施主体としての実績と、平成30年度から令和2年度の3年間にわたり和地協働センターの運営業務と講座開催業務を受託し、運営した実績がある。以上のことから、本事業の効果を高めることができる受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため、特命とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
271	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	R3.4.1	28,847,287	本業務は、医師資格を必要とする業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区 健康づくり課 (電話：053-597-1120)
272	令和3年度 雄踏町・舞阪町 休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	R3.4.1	6,582,400	本業務は、医師資格を必要とする業務であり、市民が日曜日及び祝日において、診療が必要な場合に医療機関に受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区 健康づくり課 (電話：053-597-1120)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
273	令和3年度南区行政連絡業務	南区自治会連合会	R3.4.1	35,809,920	南区自治会連合会は、地域に密着した単位自治会で構成された団体で「市民の安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」のために、浜松市と様々な分野において協力関係にある。その中で綿密な連絡・調整・連携の下に確かな信頼関係が構築されていること。委託業務の広報等の配布や連絡については、既に確実な連絡体制が整備されていること。その実施により配布等の過程で隣人同士の触れ合いや相互理解が図られ、更なる地域コミュニティの醸成につながる効果が期待できること。また、調査関係については、民間団体の調査に比べ自治会実施の場合は信頼性と安心感があり回答率も高い結果が得られていること。自治会は地域の実情に精通し、住民の立場に立った臨機応変な対応が可能であることなど、これらの条件を合わせ持った団体が他に存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区区民生活課 (電話：053-425-1382)
274	令和3年度浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務	特定非営利活動法人サシクチュアリエヌピーオー	R3.4.1	3,243,000	野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 区民生活課 (電話：053-425-1382)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
275	令和3年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	R3.4.1	3,962,000	入札参加資格者名簿に登録があり、令和2年度に浜松市全域の老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する事業者に対し、本業務の受託について意向調査を行った結果、業務を行う体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は指名した業者のみであった。また、同一の事業者が受託することにより、入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。役務を提供できる事業者は他になく、継続的な事業の実施が入居者の安全かつ快適な在宅生活の支援につながる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
276	令和3年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人三和会外5者	R3.4.1	1,582,100	この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
277	令和3年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外2者	R3.4.1	98,200,000	地域包括支援センター運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。南区の3か所の法人は、令和3年2月17日開催の浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
278	令和3年度北区行政連絡業務	北区自治会連合会	R3.4.1	41,989,860	北区自治会連合会は、地区ごとの単位自治会で構成する住民組織であることから、既に地域ネットワークが確立しており、住民との密接度において他に代わるものがない。 また、本業務に求められる迅速性・正確性・経済性の面で最良である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区区振興課 (電話：053-523-1168)
279	令和3年度 浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖観光協会	R3.4.1	2,422,000	奥浜名湖観光協会は、北区内の観光施設等の会員で構成され、地域内で緊密な連携のもと、観光振興事業を展開している。奥浜名湖地域の観光情報収集し、観光案内や情報発信ができ、気賀駅に事務所があることで来訪者及び問合せに対して的確に案内をすることができる者が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 まちづくり推進課 (電話：053-523-1114)
280	(一括) 令和3年度 浜松市北区引佐地域トイレ浄化槽清掃業務	東名興産株式会社	R3.4.1	2,260,610	浄化槽法第35条第1項の規定により許可を受けている業者であること。浜松市一般廃棄物処理実施計画において、北区のうち引佐地区の浄化槽清掃業者として指定されている唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 まちづくり推進課 (電話：053-523-1114)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
281	令和3年度 浜松市直虎レガシー・インターネット美術館作成及び管理運営業務	奥浜名湖観光協会	R3.5.31	1,320,000	今回委託する内容は、専用HPの作成能力と管理運営能力、地域の観光資源等についての知識、作品募集を周知する発信力と幅広いネットワーク、ドローン映像撮影の技術力等を一体的に発揮できることが求められるが、奥浜名湖観光協会はこうした条件を総合的に持つ唯一の団体である。 同協会は長年観光振興事業を展開し、観光、歴史、文化、地理などに深い知識と豊富な経験を持っており、平成29年度の直虎事業の中核を担っていた。また、日頃より奥浜名湖地域周辺の観光情報の収集を積極的に行い、ホームページ、SNSやコラムを駆使して情報発信に努めておりその発信力とネットワークは定評がある。またHP作成、映像撮影技術に習熟しており、他の観光関連団体へもノウハウを提供するなどその技術と知識の評価は高い。さらに当該協会は60を超える地域団体で構成されており、協力体制が構築されていることから、随意契約による1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 まちづくり推進課 (電話:053-523-1114)
282	(一括)令和3年度浜松市三方原協働センターほか14施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社静岡支店	R3.4.1	11,064,240	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、その技術は設備設置業者が開発した独自のものである。そのシステムを活用し、効率的な点検の実施を可能にするため、随意契約による1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 まちづくり推進課 (電話:053-523-2903)
283	令和3年度 浜松市北区(細江・引佐・三ヶ日地域)放課後児童健全育成事業運営業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	75,010,000	放課後児童クラブは、合併前から各町の社会福祉協議会に事業を委託しており、社会福祉協議会が合併してからも継続して委託している。放課後児童クラブの運営は、子どもの健全育成を図るノウハウ及び地域の実情についての理解が必須とされる専門性、在籍児童を最大6年間にわたって保護者及び小学校と連携して育成するという継続性、また健全育成が適切かつ有能な人材確保及び保護者が安心して利用できる環境づくりをはじめとする信頼性が求められていることから、令和3年度においてもこの事業の運営は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会以外に適切な業者がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 社会福祉課 (電話:053-523-2893)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
284	令和3年度 浜松市北区救急診療業務	一般社団法人引佐郡医師会	R3.4.1	11,690,250	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、引佐3町(細江町・引佐町・三ヶ日町)の医療機関を統括している一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。なお、夜間救急を担当する聖隷三方原病院は、平成30年度に引佐郡医師会に加入済である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
285	令和3年度 3歳児健康診査業務	一般社団法人引佐郡医師会	R3.4.1	4,392,564	専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
286	令和3年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人引佐郡医師会	R3.4.1	34,988,502	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
287	令和3年度浜松市引佐診療所臨床検査業務	株式会社エスアールエル	R3.4.1	2,541,264	採取した検査試料を冷凍保存する設備が診療所には無いため、採取日当日に検査試料を収集する必要があり、検査試料の有無を問わず、引佐鎮玉診療所、渋川出張診療所、伊平診療所の各診療所診療日の午後4時~午後4時30分までの間において、検査試料の回収作業が可能な業者が他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 引佐鎮玉診療所 (電話:053-528-5800)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
288	令和3年度 浜松市三ヶ日協働センター管理運営及び講座等開催事業	三ヶ日まちづくり協議会	R3.4.1	6,642,000	<p>本業務は、三ヶ日協働センターの管理運営及び講座等の開催業務を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利用の増加とそれに伴う地域住民の交流の拡大を図ることを目的としている。</p> <p>この目的を達成するための地域組織としては、三ヶ日地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。</p> <p>当該団体はこの条件を備えた団体で、本業務の委託先として最適の団体であり、かつ地域内に業務を遂行できる団体が他にないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区・三ヶ日協働センター (電話：053-524-1512)
289	令和3年度行政連絡業務	浜松市浜北区自治会連合会	R3.4.1	31,066,560	<p>地域に密着した住民組織である「浜松市浜北区自治会連合会」は、自治会加入率が高く、地域の実情にも精通し、これまでも業務を円滑に処理してきている実績がある。回覧する手間や、地域に関する調査等も含めて総合的に依頼できるのは、住民組織のみであり、正確性、経済性の面からも他に替わるものはない。行政と住民組織とが良い関係を築いていくことができる効果も期待できる。</p> <p>さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの形成や維持にも寄与することができる。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1143)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
290	令和3年度 浜北区役所管理業務	株式会社なゆた浜北	R3.4.1	2,931,588	<p>なゆた浜北は複合施設であり、電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあるため、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした(株)なゆた浜北との連携が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は18時から翌10時まで併せて24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)
291	令和3年度浜北区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3.4.1	1,703,801	<p>地域体育大会やスポーツイベントを実施するためには、各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。</p> <p>(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、浜北区に支部を持ち、支部内に各競技種目の部会を下部組織として構成しており、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-585-1220)
292	浜松市地域包括支援センター運営事業業務(北浜)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R3.4.1	固定費 36,200,000 単価分 280,000	<p>地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で北浜地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
293	浜松市地域包括支援センター運営事業業務(しんばら)	社会福祉法人天竜厚生会	R3.4.1	固定費 31,000,000 単価分 280,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で浜名・麓玉地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
294	浜松市地域包括支援センター運営事業業務(北浜)	医療法人社団白梅会	R3.4.1	固定費 25,800,000 単価分 280,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で中瀬・赤佐地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
295	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務(中瀬)	社会福祉法人大善福祉会	R3.4.1	14,076,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。(浜北区北部において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
296	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務(平口)	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	14,484,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。(浜南区において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
297	浜松市春野文化センター管理運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	R3.4.1	4,600,000	浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
298	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人がんばんまいか佐久間	R3.4.1	4,136,000	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備え、本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
299	浜松市水窪文化会館管理運営業務	地域活性化団体よかつらみさくぼ	R3.4.1	5,000,000	浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
300	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人ほっと龍山	R3.4.1	5,005,000	浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体で、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0086)
301	浜松市天竜区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3.4.1	2,272,000	天竜区民全世代の健康保持増進や体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図るためには、地域住民に幅広く参加を呼びかけるスポーツ大会・教室の開催支援や天竜区で活動するスポーツ団体の育成及び活動支援が求められる。 浜松市スポーツ協会は、市内全域に支部を設けているとともに、天竜区5地区においても、そのスポーツ事情に精通し、スポーツ活動の中核となっている団体である。また、天竜区内のスポーツ少年団、スポーツ団体、体育振興会やスポーツ推進委員連絡協議会と連携し、スポーツ振興の中心としての役割を担っている。 本業務は、スポーツ振興事業に関する知識や経験、各地区におけるネットワークをもち、開催時期、会場確保、実施種目の調整などのスキルが必要であり、この事業を円滑に進めることができる団体が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0072)
302	浜松市横山バス待合所外26施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	R3.4.1	4,332,130	㈱ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥(一般廃棄物)」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0027)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
303	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	R3. 4. 1	3, 499, 650	天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化してきており、それに伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められるため、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。 指名業者は、天竜ボート場におけるコース設営・撤去に長期にわたって携わり、上記の条件に対応する技術等を有するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)
304	浜松市天竜ツーリズムセンター運營業務委託	天竜区観光協会	R3. 4. 1	5, 744, 000	天竜区観光協会は、区内の観光施設を含む、5地区の観光協会支部会員で構成され、区内の緊密な連携のもと、観光地、物産を広く紹介し、観光客の誘致拡大を図ると共に観光事業を通じて、区内の観光振興・地域振興に寄与している団体である。また、浜松・浜名湖ツーリズムビューローや区外の観光協会との連携・情報共有を円滑に行っている。天竜区の観光情報を収集し、観光案内や情報発信ができ、かつ来訪者及び問い合わせに対して、的確に案内をすることができる代替団体が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)
305	天竜ものづくり継承施設管理業務	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	R3. 4. 1	5, 786, 000	当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は(特非)本田宗一郎夢未来想造倶楽部しかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
306	令和3年度 浜松市天竜区放課後児童健全育成事業運営業務	社会福祉法人天竜厚生会	R3.4.1	19,590,000	放課後児童健全育成事業を実施する者は、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16及び浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、「放課後児童健全育成事業開始届」をあらかじめ市長に届け出る必要があり、天竜区内を実施場所として本届出をしている事業者が他に無いことから、1者特命とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話:053-922-0023)
307	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人わかすぎ工房	R3.4.1	8,592,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である佐久間町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話:053-922-0024)
308	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人あけぼの	R3.4.1	8,304,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話:053-922-0024)
309	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人さくま	R3.4.1	6,820,999	指名業者は、介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人である。また、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、区内では(福)さくましかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
310	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(天竜(熊除く)、春野(春南除く)、水窪)	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	21,760,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に業務を委託するため。 〈対象エリア〉 上阿多古・下阿多古・二俣・光明・竜川・水窪・春野(春南地区を除く)の7エリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
311	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(熊、龍山)	社会福祉法人天竜厚生会	R3.4.1	1,700,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に業務を委託するため。 〈対象エリア〉 熊・龍山地域の2エリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
312	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(春野(春南))	社会福祉法人白龍会	R3.4.1	3,060,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に業務を委託するため。 〈エリア〉 春野(春南地区)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
313	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(佐久間(浦川除く))	社会福祉法人さくま	R3.4.1	3,400,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に業務を委託するため。 〈エリア〉 佐久間(浦川除く)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
314	浜松市地域包括支援センター運営事業(天竜、春野)	医療法人弘遠会	R3.4.1	37,420,000	地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に沿った適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し承認された法人でなければ受託することが出来ない。(医)弘遠会は令和3年2月17日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で天竜、春野地域担当として承認された唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
315	浜松市地域包括支援センター運営事業(佐久間、水窪、龍山)	社会福祉法人天竜厚生会	R3.4.1	33,160,000	地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に沿った適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し承認された法人でなければ受託することが出来ない。(福)天竜厚生会は令和3年2月17日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で佐久間・水窪・龍山地域担当として承認された唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
316	(一括)浜松市龍山保健センター外49施設昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	R3.4.1	33,817,080	本業務は遠隔監視システムを使用し、24時間監視及び自動点検による予防保全が可能である。これは昇降機設置業者の独自技術であり、設置業者以外では適切な保守管理ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
317	浜松市予防接種等業務	一般社団法人磐周医師会	R3.4.1	39,565,103	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関(医師)の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
318	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	R3.4.1	9,696,152	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関(医師)の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。 指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
319	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(クラウン等)	歯科技工俊光	R3.4.1	1,778,997	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。 歯科技工俊光については、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の登録業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
320	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(義歯等)	ていす工房	R3.4.1	1,111,770	歯科技工物失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。 ていす工房は、技工物のやりとりを来院方式で行う浜松市入札参加資格に登録している唯一の業者であり、歯科医師と技工士の直接的な打合せが可能であるため医師の疎通を図ることで歯科医師からの要望が伝わりやすい。また、これまでの実績による患者データを所持していることから、精密さを要求される細かい部分に対しても、患者と歯科医師の要望に沿った技工物を速やかに製作することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
321	浜松市天竜休日救急診療所調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R3.4.1	2,295,964	本業務は薬剤師免許が必要であり、薬剤師の協力が不可欠なため、競争入札に適していない。 指名業者は、市内の薬剤師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
322	浜松市生活支援コーディネート(市域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	6,380,000	本事業の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係NPO団体との連携、地区社会福祉協議会の設立・運営の支援により地域福祉活動を行っている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
323	浜松市生活支援コーディネート(地域包括支援センター担当圏域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	21,000,000	本業務は、地域包括支援センターの担当圏域単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者とのこれまでの関わりを活かしながら、協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡充に向け働きかけを行うことが必須である。市内に地区センターを設置して、各地域の地区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を行っており、本事業の実施にあたり代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
324	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(ホームネット株式会社設置分)	ホームネット株式会社	R3.4.1	5,518,180	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
325	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(ALSOKあんしんケアサポート株式会社分)	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	R3.4.1	2,090,550	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
326	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分)	富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社	R3.4.1	19,657,220	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
327	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	社会福祉法人 公友会 ほか22者	R3.4.1	25,637,551	市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要がある。在宅配食サービス指針(平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知)の遵守などの条件を示して11/18~12/18公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
328	ささえあいポイント事業管理 機関連務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	13,471,000	<p>当事業は、市内全域を対象とし、施設などの参加を得て実施する事業であるとともに、地域を単位とした、話し相手などの支援を求める住民ボランティアとのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。</p> <p>浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、地区センター・事業所を通じ、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた団体は浜松市社会福祉協議会が唯一の団体であり、他に代替性がないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
329	浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営業務	公益財団法人浜松市医療公社	R3.4.1	30,280,000	<p>当事業は、医療・介護連携促進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
330	浜松地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市医師会	R3.4.1	8,000,000	<p>地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域(中区、東区、南区、西・北区の一部)内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
331	天竜地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人磐周医師会	R3. 4. 1	4,500,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
332	浜北地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R3. 4. 1	2,600,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
333	中区認知症初期集中支援業務	医療法人社団澤記念会	R3. 4. 1	1,680,000	指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
334	南・西区認知症初期集中支援業務	医療法人好生会	R3. 4. 1	1,542,000	指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
335	東・北区認知症初期集中支援業務	医療法人社団種光会	R3.4.1	1,680,000	指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
336	浜北・天竜区認知症初期集中支援業務	医療法人社団大法会	R3.4.1	1,128,000	指名業者は、浜北・天竜区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
337	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3.4.1	82,120,200	元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり、単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで、確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
338	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	株式会社ヤタロー	R3.4.1	16,819,800	元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり、単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで、確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
339	令和3年度浜松市地域包括支援システム保守管理業務	日本事務器株式会社 静岡支店	R3.4.1	6,627,555	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行わない場合、不具合等が発生した際、仕様を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
340	浜松市介護予防ケアマネジメント業務	医療法人社団あずま会 他21者	R3.4.1	216,284,000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は指名業者(案)以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
341	令和3年度浜松市中山間地域交流デラックス事業業務	山ノ舎	R3.6.10	2,306,700	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式で審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)
342	令和3年度浜松市地域包括支援センター運営事業(大平台)	社会福祉法人 三幸会	R3.4.1	31,280,000	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
343	令和3年度浜松市地域包括支援センター運営事業(和地)	社会福祉法人 慶成会	R3.4.1	31,280,000	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)
344	令和3年度浜松市地域包括支援センター運営事業(雄踏)	医療法人社団 一穂会	R3.4.1	36,480,000	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)
345	令和3年度浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 三幸会	R3.4.1	6,581,300	生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者事業を行うことができる法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)